

大日本地震史料

卷之十九

安政元年十一月四日
五日二大震ノ一

十一月四日己巳、畿内及ビ、東海、東山二道ノ諸國、地大ニ震ヒ、明日、南海、西海、山陽、山陰四道ノ諸國、又大ニ震フ、コノ二大震ニ海嘯暴溢シ、瀕海ノ諸國ハ、夥シク災害ヲ被レリ、

(二條家内々番所日記)

嘉永七年○安政元年十一月四日己巳、晴、今朝五ツ時過大地震也、

當夏ノ者少々輕し、乍併長し、所々山鳴動、

右に付御參内、

御出門五ツ時半、還御未刻過、

御供、非常之通、諸太夫御供、陸奥守、

八日癸酉、晴、傳聞、去五日申半刻大坂大地震、暮時大津波、

安治川橋、江之子島橋、龜井戸橋落橋、道頓堀、西横堀、流家、

倒家、怪我人、死人、沖合泊船破船、數不相知、

尼崎濱邊民家六拾軒、津波流失、

南都大地震、六月同様、

勢州山田、神戸、四日市、大地震、津波、失家死人不相知、志州鳥羽、同前、

去四日、丹後宮津大地震、津波之由也、

(脇坂安宅日記) 三十五

嘉永七年○安政元年十一月四日、晴、辰下刻地震、

一辰下刻強地震に付、即刻火事裝束に而、桂

皇居江參内、伺公之間代に而、傳奏衆江 御機嫌相伺候

處、地動に付、早速參 内、御滿悅被 思召、何之御動も不

被爲在、御機嫌克地震殿江 御動座被遊候旨、東坊城被申

聞候間、伏承、恐悅之旨申述之、

准后にも御相殿中に付、同斷 御機嫌相伺候處、不被爲替

旨、被申聞之、

一新待賢院江爲伺御機嫌參入之儀、御附江及談候處、御同所

様にも、彼院御庭江被爲避候間、矢張御用掛取次迄申込候

様、肥前守申聞候間、澤村出雲守江宜敷申達候様、肥前守

江申聞候處、同人より申達候段、申聞之候、

一關白殿御逢被成候間、暫控居候様、東坊城被申聞候間、相

待居候處、無程御逢之旨、御附申聞、例之通表通り取次案

内に而相越、諸太夫之間椽類に控居、間もなく關白殿御出

座有之、東坊城會尺(釋)に而罷出候處、地動に付、早速參内、一

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

段之儀、御機嫌能御庭内和泉殿代り江被爲成候間、安心可致旨被申聞、且速に參内いたし候段被 聽召、御満悅之旨、別段被申聞候間、蒙 御沙汰難有仕合之旨申上之、外御用談いたし退去、即刻供相揃候間、退出歸宅、九ツ時前、

一今朝之地震に付、御所向御損所等無之旨、御附申聞之、一同斷に付、知恩院養源院御靈屋初、御損所有無之儀、町奉行相尋候處、何れも御別條無之旨、夫々申出候旨、町奉行方届有之、

五日、晴、申の下刻地震、

一申の下刻地震に付、不取敢

御所使を以參内之節承合候處、不及其儀旨、傳奏衆被申聞候段、長谷川肥前守申聞候趣、罷歸申出之、尤其節御機嫌相伺候處、不被爲替旨、被申聞候間、是又御所使之者申出候、

〔書付留〕

嘉永七年○安政元年

十一月七日到來、

大井川出水、今四日辰下刻大地震に而、同所方人馬越共無御座候に付、御注進申上候、以上、

十一月四日巳上刻出、

大草太郎左衛門手代

藤澤政藏

今四日出水、常水に貳尺餘之増水に御座候、

去る四日辰下刻より地震に而、人家不殘相潰候、往還通石垣、石橋等、不殘相潰候、往來不相成候に付、富士川渡船不仕、尤船流失損口等仕候得共、御繼立御用狀、御用物之儀者、居合候商船等を以、御大切御越送仕候に付、此段奉申上候、以上、

東海道富士川

渡船役人 岩淵役人 總代

名主

八十八

信右衛門

孫左衛門

十一月四日巳上刻出、

本多加賀守様

御役所

右者、此度地震に而、宿御繼立も行届兼候付、島田宿傳藏、當宿迄持參仕候付、召連、則奉差上候、以上、

品川宿

十一月七日

張付

孫兵衛

私在所伊豫國吉田、去る四日朝四時過頃より、地震に而折々震動相止不申、五日夕七半時頃より大地震相成、六日も同様に而、七日晝九時頃より益々震強、住居向、且侍屋敷、并市中在町共、潰家數多に而、海岸附村方等は高浪に而、所々破損仕、怪我人等も有之、只今以折々震動相止不申候、猶委細之儀は追而可申上候得共、先此段不取敢御届申上候、以上、

十一月七日

伊達若狭守

去四日御届申上候、同日巳上刻頃、駿州久能、稀成大地震御座候處、御山所々御損所、并御焼失御場所、左之通、

奥院

一總御石柵之内崩候分、

御上段御石柵、向而左之方、

三間、

壹ヶ所、

同御後通、

六間、

壹ヶ所、

同右之方、

三間半、

壹ヶ所、

同御後外隅、左之方、

貳間、

壹ヶ所、

同外左之方、

三間半、

壹ヶ所、

御同所御鳥居外、

貳間、

壹ヶ所、

壹間、

壹ヶ所、

御同所御道筋、右之方、

四間、

壹ヶ所、

御同所左之方、

五間半、

壹ヶ所、

貳間、

壹ヶ所、

都合拾壹ヶ所、其外所々御損、

一御石燈籠、不殘打損、

但獻備之分共、

一御宮向、

所々御弛、

一御本地堂、

同斷、

一御寶藏、

同斷、

一御神樂所、

同斷、

一御膳所、

同斷、

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

一五重御塔、左之方御柱壹尺五寸開、

御同所上段石雁木、御損、

一愛宕山御堂、

潰、

右之方山崩、

銅御燈籠二基、

但御堂潰下に相成、睨と相分不申候、

一御鐘樓堂、

所々御弛、

一御櫻門前御石燈籠、不殘打損、

但獻備分共、

一御神樂所脇御石柵、御損分、

左貳間、

壹ヶ所、

右壹間、

壹ヶ所、

一御華表礎、

御弛、

一護摩堂、

潰、

一御廡、

同斷、

一禰宜番所、

同斷、

一御櫻門、

御扉貳枚、外右之方狛狗之柵、御損、

一同右之方柵、

大損、

一御同所御柵、

御損、

左打廻凡五六間、

壹ヶ所、

右貳間、

壹ヶ所、

一御土藏、

大損、

一御供所、

潰、御燒失、

一御春屋、

同斷、

一禰宜食所、同斷部屋、

(原本ニ缺ケタリ、)

一御花所、

潰、

一御新部屋、

同斷、

一坊中八ヶ院、

不殘潰、

一一之御門御櫓、

所々御弛、

但左右石垣共御弛、

與力番所、

大傾、大損、

同心番所、

潰、

一御坂通石垣、所々倒御損、

御別番所、

(原本ニ缺ケタリ、)

一御神殿向、其外所々、

大破、

一長屋不殘、

潰、

一練塀、

所々崩損、

一土藏、

大破、

右之通御座候、尤御宮、御寶塔、益御安全御座候、此段申上

候、以上、

十一月九日

榊原越中守

在所信州、高遠、去る四日辰刻過、大地震、城内住居破損所數ヶ所、櫓傾損、塀、門、侍屋敷、長屋向、破損所夥敷、潰家并人馬怪我等は無御座候、在所其外村々之様子は未相分候得共、先不取敢此段御届申上候、以上、

十一月九日

内藤駿河守

私在所勢州桑名郡長島、并新田共、昨日辰下刻大地震に而、城内住居向、并圍塀共破損、櫓潰、其外士屋敷、在町等、潰家損所有之、且又領分總堤、引割引下げ場所數多有之、引續今以度々相震申候、尤人馬怪我無御座候、委細之儀は追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月十五日

増山河内守

私在所江州膳所、去る四日朝五半時過、翌五日夕七時過地震強、本丸湖水高塀貳ヶ所、三ノ丸水門南之方建物壹ヶ所、城内小門三ヶ所倒、其餘門、塀、住居向、家中在所共、少々づゝ破損、尤往還筋差障、怪我人、牛馬之損無御座、爲差儀に者無御座候得共、近國并東海道筋宿々、不容易儀、追々承傳候に付、此段御届申上候、以上、

十一月十五日

本多隱岐守

去る四日辰中刻過、同五日申刻頃、阿波國、淡路國共、稀成地震に而、城下諸士屋敷、市郷共、潰家不少、其上所々出火と相成、同六日曉に至、及鎮火申候、尤城内別條無御座、且又人馬怪我、其外委細之儀者、追而御届可申達候得共、先此段御届申達候、以上、

十一月十六日

松平阿波守

私領知濃州高須、去る四日辰中刻過より強地震に而居所、并諸士屋敷、在町、破損潰家も有之、其外川々堤通、所々震裂出來之處、其後も引續折々相震、翌五日申刻過、又々餘程之地震に而、居所始小破之分迄も、彌大破相成、其後も震止不申候旨申越候、人馬怪我等は無御座候趣に候得共、未委細之儀者難相分候、先此段申達候、猶巨細之儀は、追而可申達候、以上、

十一月十六日

松平攝津守

私在所攝州尼ヶ崎、去る四日辰中刻大地震に而、櫓住居向其外所々潰家、破損所等、數多有之候、翌五日申中刻、又々大地震、其上津浪に而、城下、市郷共、數ヶ所潰家御座候、尤人馬怪我等未相分不申候段、在所家來々申越候、猶取調委細御届

震災豫防調查報告第四十六號

乙

可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月十六日

松平遠江守

私領分濃州厚見郡加納、去る四日辰中刻、同五日申下刻地震

強、城内并侍屋敷、町郷、潰家、堤破損所等、左之通、

一本丸、二之丸、櫓、多門、高塀、

壁落震割、

一城米藏庇破損、

一米藏庇落崩、

一作事大工小屋潰、

一侍屋敷破損、

一町郷潰家、

一同半潰家、

一門潰、

一寺院門潰、

一鐘樓堂潰、

一長良川通堤震下り、

一同堤地割、

一同川除口出猿瓦破損、

一境川通堤震下り、

河州茨田郡、攝州島上郡、島下郡之内領分も、右同日同刻地

震強、同五日申の下刻、同夜亥中刻、兩度烈敷震、陣屋内長屋破損、并郷中潰家等、左之通、

一陣屋内長屋破損、

一郷中潰家、

一同半潰家、

一藥師堂半潰、

右之通御座候、尤高札無別條、人馬怪我無御座候、此段御届

申上候、以上、

十一月廿日

永井肥前守

私在所勢州神戸、去る四日辰中刻頃より大震に而、城内并家

中、城下村方、町家、寺院等、破損所有之候段、在所家來共よ

り申越候、尤人馬怪我等無御座候、委細之儀は、追而取調之

上御届可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月廿二日

本多伊勢守

越前國、去る四日巳刻前、稀成大地震有之、翌五日申刻、又々

右同様相震、其後も引續度々相震、今以相鎮不申、内外破損

所等出來、其餘侍屋敷始、寺社、町在、潰家破損所等、即死人、

怪我人等も有之、委細之儀は未相知候得共、先御届申上候、

以上、

十一月廿六日

松平越前守

豫州大洲、拙者領分、去る五日申下刻強地震に而、城内外所
所破損多、同七日辰下刻、又々大地震、尙更城内外破損所數
ヶ所に相成候旨、并侍屋敷、町郷、倒家、潰家有之儀者、未
と相知不申候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月廿六日

加藤於菟三郎

領分出雲國、當月四日辰の下刻、同五日申下刻、同夜戌刻地
震強、其内五日申下刻、別而強相震、其後七日迄度々相震候
由之處、城内外者無別條、領分之内、別而強震候ヶ所は、倒家
損所數多有之、怪我人等は無之、依之追而委細書付を以、御
届可申上候得共、急速取調行届兼候に付、先御届申上候、以
上、

十一月廿七日

松平出羽守

私在所駿州沼津、去る四日地震甚敷、二之丸住居向悉潰、本
丸、三之丸構向初、侍屋敷、長屋向、領分在町共、潰家破損所
等夥敷、城内居所を初、家來共差置候場所にも差支、當惑仕
候、依之夫々手當向取締は勿論、海防之備等迄も、厚家來之
者江申付置、自由ヶ間敷儀には御座候得共、來月中參府仕、
御序を以參勤之御禮申上候、(符カ)例年之參府之通奉勤仕度奉存

候、右存念之通被仰付被下置候得者、居城修復を初、萬端都
合宜、難有奉存候、右之次第、何卒厚御憐察被成下様仕度、此
段奉願候、以上、

十一月廿七日

水野出羽守

御附札

可爲願之通候、

領分遠江國氣賀、去月四日地震後高汐差入、田畑凡高貳千八
百石程之場所、一同汐下に相成、少々は汐引候得共、今以差
引有之、此節之體に而者、常水にも相成可申哉、此上汐引候
共、作土押流、來春植付等も無覺束、且此後は時々汐差引之
程も如何可有之哉と、一同安心不仕候旨、在所表より申越
候、猶模様次第、御届可申上候、以上、

十二月十日

近藤縫殿助

遠江國氣賀御關所、先達而先御届申上置候通、去月四日大地
震に而御破損所、其儘取繕、御取締、往來先御差支無御座候
様、取計置申候箇所、左之通り、

- 一 東御門、地形落入据石震下げ、相傾候に付、控木仕置候、
- 一 西御門、柱南之方江震傾候得共、取繕置申候、
- 一 兩番所相傾、總體大破相成候に付、控木仕、其外難差置分

震災豫防調査報告第四十六號

乙

は、少々取繕仕置候、

一足輕番所、是又傾候に付、控木仕置候、

一遠見番所、地形震破傾申候、(下り脱カ)

一御制札場、石垣崩倒候に付、取起、控木仕置候、

一東御門北之方、石垣矢來共拾三間餘、總倒相成候に付、取起、控木仕置候、

一同南之方、總體石垣孕、五六間之内石垣崩、矢來倒申候場所、取起、控木仕置候、

一西御門左右塀、皆倒に付、板圍仕置候、

一右之外所々石垣崩、或は半崩、矢來同斷之場所、夫々取繕、

控木等仕置候段、御關所より申越候、猶追而取調、總御修復之儀可奉伺候得共、此段御届申上候、以上、

十二月十日

近藤縫殿助

(阿部正桓家記)ニ

嘉永七年○安政元年

十一月四日、伊豆國地震海嘯、就中、下田港最甚しく、時に魯西亞船、既に同港に來泊、去る朔日より應接掛、彼の使節布恬廷と談判中の處、此變災あり、下田町家溺没せる者許多、魯西亞人は船中にて、皆溺没は免れしなれども、船は頗る破損せりと云、

(鈴木大雜集)

一大坂表、當月四日大地震、五日夜五ツ過頃津浪にて、近海に居候大船小船、皆々道頓堀へ流込、堀江川へも少々流れ込、長堀にて者高橋、堀江は水分橋、黒金橋、道頓堀にては樋吉橋、鹽見橋、幸橋、住吉橋、槇堀金谷橋落申候、并龜井橋も落流、五日七ツ時大地震にて、長堀、堀江、道頓堀近邊人々、船にて逃可申積り、家形并上荷船茶船に乗候處、大小船一般に流込候故、船込合、大船小船破船は數艘、水死之人不知數、又は安治川、木津川、兩川口に掛り居候他國、或は地船共、凡壹萬艘許之内、貳千艘は無難に御座候、其餘は大半怪我船に相成、死人七千人許、誠に目も不被當有様にて言語に難申盡候、沖に居候樽船、菱垣船は、仕合能皆々無難に御座候、

(衍カ)

一兵庫邊は無難に御座候、尙又河州、紀州熊野邊、は又は伊勢路は桑名、津、松坂、山田、口波邊、地震寄、潰出火之場、多分に御座候、

右は大坂懇意之店方より、四日切に早便に申送に付、御通申上候、

別紙

西國筋

廣島、

去四日辰刻より大地震、五日申の刻同斷、四日、五日、六日迄廿五六度もゆり、其餘は數不知、往來はし、皆々落る、

九州路

豊州小倉、五日申の刻も夜中震動、六日晝迄五六度も、七日又々大地震殊に烈敷、所々家潰れ、怪我人、死人數不知、肥後、肥前、筑前、右同斷に相聞、殊豊後鶴崎、同日大地震、人家過半潰れ、死人、怪我人數多有之候(等カ)、同府内、同日大地震、人家四ヶ餘崩れ、死人、怪我人不有之、同府中斷、豊後火國大荒、右之通九州路一圓に大荒、中國路防、長、安藝、三備、播磨、同様之由、

右諸方委敷事相分り不申候、追々後便に可申上候、

十一月十二日

右之通り、大坂十二日出(にてカ)申來候間、申上候、

十二月十八日

〔安政年表〕

安政元年十一月四日、江戸大地震、并諸國共同斷、海邊大津波、并火事等、三災有之、

四日辰下刻、江戸大地震、諸所損破有之、

此日、箱根山大に震、二子山岩石轉落、道路塞る、

豆州下田港は地震強、市中火災有之、其時洋中を津波打

寄、市中六十八町、不殘平原と成、此處人別三千九百七人之内、八十五人死失と云、但出役之衆中、怪我無之、尤下々に至而者、死失二三人も有之由、言語同斷之天災也、

巷説、津波後、即日魯西亞船を醫師兩人を、筒井、川路へ見舞として差越候由也、異船も大に破損せしが、水難の者を多人數救ふと云、此節、八丈島三反、羽織(編)一、筒井肥前守、川路左衛門尉、伊澤美作守、都筑駿河守江、八丈島二反、羽織一づゝ、松本十郎兵衛、村垣與三郎、古賀謹一郎江、右は下田港地震津波等、不容易天災之處、何れも怪我無之段、達御聽、先以被遊御安心候、不慮之天災、可爲難儀思召候、依之出格之譯を以、御内々被下之旨也、

同時、京都大地震、乍併當六月之地震は、輕き方とは乍申、暫の内不相止候に付、即刻、

主上、庭上へ御立退、堂上方始、諸司代、其外武邊之輩、火事具着用、追々參内、御築地内大混雜、翌五日夕七時頃に至、又々大地震、夫を夜に入、又大に震と云共、無別條、

攝州住吉社の神馬、四ツ頃より何方へ參り哉、行衛不相知、同九日晝頃、泥まぶれになり歸ると云、此邊地震輕し、此頃、大坂に者、未申の方に當て奇異なる赤雲出ると云、三州岡崎、矢矧橋震落、又富士山少し崩、麓川江落、又富士

安政元年

川暫く水盡るといふ、

四國路同斷、別而強く、阿波、土佐兩國、大津波、死人不知
數と云、

右之外、東海道筋大地震に依而、一時に出火す、海邊津波
に而、死失、怪我人夥し、

〔御城書〕

安政元年十一月七日、

昨夜大目付柳生播磨守江、阿部伊勢守申渡、諸向江相達候由
に而、御城附共江、爲心得爲見申候書付寫、

此節度々地震有之候に付而は、此後之儀も難計、銘々立退
方之儀、心得も可有之候得共、兼々火之元之儀、嚴重に手
當致し置、早速立退候様、向々江可被達置候事、

十一月

十日、

金五枚

時服貳

羽おり

御目付

大久保右近將監

駿府表地震に付、御城内外、久能山御宮、其外近國取締見
分爲御用罷越候に付、被下之、

十一日、

三七〇

金貳枚

時服貳

御勘定

田邊彦十郎

東海道筋宿々、地震に付、場所見分之上、旅人休泊、人馬繼
立方、其外御救筋取調爲御用罷越候に付、被下、

廿二日、

尾張様方、松平伊賀守江爲御達之御書付寫、

尾州表、去る四日、五日、餘程之地震に而、所々破損等致出
來候趣申越候、委細之儀は追而可被申達候得共、先此段申
達候様被申付候、

十一月

廿三日、

紀州様方、松平伊賀守江爲御達之御書付寫、

紀州表、去る四日朝五半時頃、餘程之地震有之、猶又翌五
日夕七半時頃大地震、不輕高浪に有之、城内之儀は、先格
別之破損も無之候得共、城下之儀は、餘程之荒に有之、就
中、海岸附浦村は、人家多分流失、死人も多有之、年貢米積
船、其外廻船、漁船等、數艘流失、并破船等も有之、田畑之
儀も多分荒込、右之外山分村々に而も、壞家等も有之、都
而損失夥敷趣に御座候、其後も折々致地震、勢州領分之儀
も、地震に而破損潰家等數多有之、尤混雜中に付、委細之

儀は急速取調難行届候間、追而可申越旨、國許役人共方申越候、此段先一應申達置候様被申付候、

十二月七日、

石川主殿頭(總聯)○伊勢龜山城主、

領分地震に而、居城内外、櫓、多門、其外家中、町郷共、悉大破に付、拜借金之儀被相願、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之譯を以、金三千兩拜借被仰付旨、

加藤越中守(明軌)○近江水口城主、

右同文言、居城、其外家中、町郷共、悉破損に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

本多伊豫守(忠寬)○伊勢神戶城主、

右同文言、居城所々破損、其外家中、町郷とも、悉大破に付、金千五百兩拜借被仰付旨、

右、松平和泉守申渡之候、

十八日、

太田攝津家(資功)○遠江掛川城主、

領分地震に而、居城所々破損、其外家中、町郷共、悉大破之趣、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之譯を以、金六千兩拜借被仰付旨、

右、松平和泉守申渡之候、

廿六日、

松平丹後守(信進)○駿河小島邑主、

名代本多大膳

領分地震に而、陣屋向、并家中、町郷共、破損に付、拜借之儀被相願、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之譯を以、金千兩拜借被仰付旨、

右、松平和泉守申渡之候、

廿七日、

水野出羽守(忠辰)○駿河沼津城主、

領分地震に而、二之丸住居向を始、城内外、并家中、町郷共、悉破損、其外領内損所等も不少候に付、拜借之儀相願、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之譯を以、金三千兩拜借被仰付旨、

稻垣攝津守(長明)○志摩島羽城主、

右同文言、居城破損、其外領内損所も不少候に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

二年正月廿日、

尾張様方、内藤紀伊守江爲御達之御書附寫、去寅十一月四日、五日之大地震、并洪浪に而、城内武家屋敷、其餘尾州、濃州、參州領分、破損等之覺、

一 田畑高合六千九百四拾石、 損亡、

內

四百四拾五石、 沙入荒、

五百七石、 砂入荒、

五千九百八拾八石、 震上、震下、

一 堤猿尾井桁長貳千貳百三拾九間、 損失、

一 堤猿尾井桁拾萬三千九百三拾七間、 破損、

一 往還道長三萬六千六拾八間、 破損、

一 石籠長八千四百三拾六間、 破損、

一 杵百六拾六ヶ所、 破損、

一 杵百四拾四腹、 破損、

一 橋七拾三ヶ所、 破損、

一 材木四百貳拾六本、 流失、

一 山三萬千九百九拾六坪、 崩、

一 城内櫓向、多門、屋根、并胴壁數ヶ所、破損、

一 三之丸内高塚長六拾三間、 破損、

一 三之丸内門胴壁等數ヶ所、 破損、

一 熱田東西濱屋形内八棟、 倒、

一 熱田東西濱屋形内拾九棟、 破損、

一 熱田東西濱屋形高塚長六拾間、 倒、

一 熱田東西濱屋形高塚長三百九拾五間、破損、

一 熱田東西濱屋形橋臺、石垣、長貳拾間、崩、

一 武家屋敷、玄關、座敷、長屋、門、百四拾七ヶ所、倒、

一家四千八拾一軒、 流失、

一 土藏貳百五拾三ヶ所、 倒、

一 高塚長八百貳拾九間、 倒、

一 寺、堂、拾四ヶ所、 倒、

一 寺、庫裏等、六拾九ヶ所、 倒、

一 寺門四拾一ヶ所、 倒、

一 社四ヶ所、 倒、

一 鐘樓堂拾三ヶ所、 倒、

一 拜殿五ヶ所、 倒、

一 船四艘、 流失、

一 船百三拾四艘、 破損、

一 男女四人、 壓死、

男貳人、
女貳人、

以上、

三月廿三日、

松平左京大夫殿(賴學)○伊豫西々、去十一月五日地震にて、領分破損

所等有之候付、御用番久世大和守江届被成候、

四月十三日、

紀州様方、阿部伊勢守江爲御達之書付寫、

紀州表并勢州領分共、去寅十一月四日、五日之地震、高浪に而、人家流失、潰家、且破損、田畑荒等之儀、其砌不取敢粗

被申達候通に御座候、追々取調候處、若山城內之儀は、(和歌)櫓

多門之外、圍塀之破壊共、數ヶ所有之候得共、爲指差別無

御座候、城下之儀者、家中屋敷建物、并土塀、四壁、破損不

少、市中人家、寺院建物、破損多、潰家等も有之候、在中之

儀、海士、有田、日高、熊野、勢州海岸附浦村は、人家流失、

燒亡、潰家等多、田畑砂入、床堀も有之、永々收納にも相

拘、右災害、別紙之通に有之候旨、國許役人共方申越候、此

段申達置候様、被申付候、

去寅十一月、地震津浪に而、紀州、勢州領分浦村、損失

覺、

一高拾六萬八千石餘、

田畑津浪荒、

一家貳萬六千六百八軒、

津浪に付流失、并地震に付、潰家、破損、燒失共、

内

貳拾四軒、

燒失、

八千四百九拾八軒、

流失、

壹萬八千八拾六軒、

潰家、破損共、

一寺社七拾貳軒、

内

八軒、

流失、

六拾四軒、

潰家、破損共、

一大小船千九百九拾貳艘、

流失并破損共、

内

千四百五拾五艘、

流失、

五百三拾七艘、

破損、

一堤長壹萬貳千八百拾貳間、

地震、津波に付、破損、

大川筋、小川筋、往還堤并道共、

一網三千百拾六帖、

流失、

一橋貳拾八ヶ所、

破損、

一用水樋三拾ヶ所、

流失、

一男女六百九拾九人、

流死、

一男女三拾三人、

怪我人、

一牛馬九拾壹疋、

流死、

一用水井戸五拾九ヶ所、

潰込、

一用水池六拾六ヶ所、

破損、

一用水井溝七千八百八十八間、

破損、

一收納米八百九拾石、

流失、

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

一炭燒竈百六拾七ヶ所、

潰込、

一炭四萬千拾六俵、

流失、

一材木壹萬五千四百八拾本、

流失、

一才木百八拾六萬貳千六百才餘、

流失、

一板四萬五千九百五枚、

流失、

一切木六萬四千八百貫目餘、

流失、

一高札場五ヶ所、

流失、

一猪垣百拾八ヶ所、

破損、

一山崩貳百拾六ヶ所、

(原本ニ缺ケタリ)

一用水井關五拾ヶ所、

破損、

一鐵炮參拾四挺、

流失、

一艦八拾貳挺、

流失、

以上、

六月廿四日、

松平攝津守殿(義比) 美濃高須邑主

領分地震に而、陣屋住居向、其外家中、町郷共、破損に付、

拜借之儀被相願、難儀と被思召候、當時御事多には候得

共、出格之譯を以、金千兩拜借被仰付旨、

右於御書院御線類、御老中列座、松平和泉守申渡之候、

戸田采女正(氏正) 美濃大垣城主

右同文言、居城住居向、櫓、多門、其外家中、町郷共、破損に付、金四千兩拜借被仰付旨、

松平遠江守(忠榮) 攝津尼崎城主

右同文言、居城住居向所々、櫓、多門、其外大破に付、金貳

千兩拜借被仰付旨、

松平時之助(保申) 大山城主

名代柳澤民部少輔

右同文言、石垣崩所も有之候付、金五千兩拜借被仰付旨、

松平丹波守(光則) 信濃松本城主

右同文言、金三千兩拜借被仰付旨、

本多隱岐守(近江膳所城主)

名代本多下總守

右同文言、居城本丸、天守、并住居向所々、櫓、多門、其外大

破、石垣崩所も有之候付、金三千兩拜借被仰付旨、

松平左衛門尉(近説) 豊後府内城主

名代中野監物

右同文言、居城天守臺、其外石垣共、住居向、櫓、多門等も

大破に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

内藤山城守(政文) 三河舉母城主

右同文言、城内住居向大破、櫓、多門等破損に付、金千兩拜

借被仰付旨、

三宅對馬守(安保)○三河田原城主

名代安西彌右衛門

右同文言、城内櫓、多門、其外住居向大破に付、金千兩拜借被仰付旨、

織田安藝守(秀陽)○大和柳本城主

名代織田出羽守

右同文言、陣屋住居向、其外破損に付、金千兩拜借被仰付旨、

松平伊豆守(信吉)○三河吉田城主

右、於波之間、列座同前、松平和泉守申渡之候、

右同文言、居城本丸、櫓、多門、其外大破、石垣崩所等も有之候に付、金三千兩拜借被仰付旨、

井上河内守(正直)○遠江濱松城主

右同文言、城内櫓、多門、并住居向所々破損、石垣崩所も有之候に付、金三千兩拜借被仰付旨、

本多豊前守(正寛)○駿河田中城主

右同文言、城内多門、并住居、悉大破、石垣崩所等も有之候に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

西尾隱岐守(忠受)○遠江横須賀城主

右同文言、金貳千兩拜借被仰付旨、

松平市正

右同文言、居城住居向大破、石垣崩所等も有之候に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

土井大隅守(利喜)○三河刈谷城主

名代三浦美作守

右同文言、居城住居向、其外多門等大破、石垣崩所も有之候に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

堀石見守(親義)○信濃飯田城主

名代本田大膳

右同文言、居城住居向、櫓、多門、其外大破、石垣崩所も有之候に付、金千兩拜借被仰付旨、

右、於芙蓉之間、列座同前、松平和泉守申渡之候、二十六日、

真田信濃守(幸教)○信濃松代城主

城内住居向燒失、并領分地震に而、變災打續、其上内海御警衛御用被仰付、用途も相嵩候に付、拜借之儀被相願候趣、達御聽、可爲難儀と被思召候に付、金壹萬兩拜借被仰付候、

右、松平和泉守申渡之候、

十月廿九日、

稻葉長門守(正邦)〇山城
淀城主、

名代 稻葉守之助

領分地震に而、居城二之丸、住居向、櫓、多門、其外所々大破、并石垣崩所等も有之候付、拜借金之儀被相願、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之譯を以、金三千兩拜借被仰付、

右、久世大和守申渡之候、

十一月四日、

東海道筋川々御普請之儀、堤切所崩所等、難捨置場所者格別、其外可成丈省略可有之事に候間、此度之御普請所江こもり候場所之外者、たとひ於場所願出候とも、不取上等に候條、決而願出間敷候、御普請所之儀は、掛り役人差圖次第、諸事無差支正路に御普請相仕立、外請負人等江相渡申間敷候、且御普請中、竹木、其外御普請之諸色、無謂高直に致間敷候、

右之趣、御料は御代官、私領は領主地頭々、村々江不洩様可被申渡候、

右之通、東海道筋村々之内、領分知行有之面々江、可被相觸候、

十一月

三年正月二十五日、

御目付

松本十郎兵衛

御使番

松平 彈正

駿州久能山御宮向、其外地震に而御損之ケ所々々、御普請御修覆御用被仰付旨、

右、久世大和守申渡之候、

(大屋祐義日記)

嘉永七年〇安政元年十一月四日、巳、晴、朝四ツ時地震夥し、御屋敷

〇秋元家ノ中邸、江戸濱町ニアリ、祐義時ニコノ邸内ニ住セリ、前川あふれ出る、中にも御丸内強

く、南部侯御屋敷長屋崩る、其外諸々破所有之、當番〇上邸ハ
吳服橋内

ニアリ、當番ハ、上邸ニ直スルヲ曰フ、罷出る、途中井上河内守様御屋敷前にて溢れ

候河水を蒙り候間、歸宅、又々罷出る、

七日、未、晴、

從公邊御觸、左之通、

阿部伊勢守殿御渡候御書付寫、

御詰衆

大目付江

此節度々地震有之候に付ては、此後とも難計、銘々立退方之儀、心得も可有之候得共、兼々火之元之儀、嚴重致手當置、早速立退候様、諸向へ可被相達置候事、

去る四日々今日に至り、地震度々有之、

古畑宅にて承り候には、伊豆下田邊大つなみ之由、

十三日、寅、晴、去る四日之地震、遠州殊に甚しと云々、

十七日、午、晴、

此度地震に付、諸家御届書、左之通、

寅十一月七日、伊賀守様御退出江、

私在所遠州懸川、去る四日辰下刻大地震に而、天守櫓始、城内外所々潰屋、破損等、數多有之、城下町、不殘潰屋相成、右場所々出火有之段、在所表々申越候、委細之儀は取調之上、追而可申上候 共、先此段御届申上候、以上、

十一月七日

太田攝津守

同日、海防御用番阿部伊勢守様御退出江、

去る四日辰の下刻、豆州下田表地震、其上津浪に而、人家夥數流失仕候處、兼而出張仕候固人數、山手江引揚野陣罷在候、御警衛向御差支無之旨申越候、出張先異變之儀に付、此段御届申上候、以上、

十一月七日

太田攝津守

安政元年

寅十一月、御用番阿部伊勢守様御登城前江差出候、

私在所駿州田中、昨日朝五ツ半時比より大地震に而、城内住居向、并圍塀等破損、家中屋敷、城下町、領分村々、潰家數多に而、死失人等も有之、其上右潰家々出火有之、東海道往還通鬼島村八幡橋震落申候、且今以折々相震申候、委細之儀は、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月五日

本多豊前守

昨日辰中刻地震強、小田原城内、并侍屋鋪、其外破損所、潰家等有之、且箱根御關所、多分破損致候得とも、御締筋無御別條、其外往還筋、早速手當申付、通路差支無之段、在所表々申越候、委細之儀は、追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月六日

大久保加賀守

私在所駿州沼津、今辰の下刻地震甚敷、二之九住居向悉潰、本丸、三之九構向始、侍屋敷、長屋向、并に領分在町共、潰家、破損所夥敷、其上城外足輕屋敷、右潰に而、出火仕、無程及鎮火候得とも、引續折々震相止不申候、人馬怪我等も未相分兼申候、委細之儀は、追而可申上候得共、先此段御

届申上候、

十一月四日

水野出羽守

今四日巳之上刻比、當所駿河國久能山稀成大地震御座候内、御住所、其外坊中八ヶ院共、不殘相潰申候、扱又右御住所潰場所、出火仕候に付、私早速登山仕、種々消防手當等申付候得共、折節西風御座候而、御宮之方へ風並不宜、何分御場所近に而、早々鎮火之程も難計候に付、其上地震等未相止不申、御坂通地山、追々缺落候御場所も有之、其上御坂通缺落候而は、御遷座申上候御道筋無御座、誠に以心配仕候に付、德音院出府中御座候間、御宮附之者と申談、御坂通御出來候内、乍恐御遷座申上候方、御安全之御儀に奉存候、御別當、山手之方江暫時御遷座申上候處、夕八ッ半時比、漸々下火に相成候間、私儀、并御宮附之者御守護、無滯御宮へ御遷座相濟申候、何分火急之儀、不成一ト通非常之儀に御座候間、右取計申候、且又御宮、御寶塔、并に私御預之一之御門、御別條無御座、尤地震も相止不申候間、此後之處、猶又無油斷手當申付置申候、且御山中破損之儀は、追而取調之上可申上候、

十一月七日

榊原越中守

私在所遠州横須賀、今朝五ッ半時過地震強、本丸、三之丸櫓向破損、并に侍屋舖、長屋向、領分在町とも、潰家、破損所夥敷、其上城下町方、出火茂有之、無程鎮火におよび候得共、引續折々震申候、人馬怪我等之儀は、未相分不申候、委細之儀は、追而可申上候得共、不取敢此段御届申上候、以上、

十一月八日 (四カ)

西尾隱岐守

私在所信州松代、昨日辰の中刻、大地震に而、城内塙、櫓等、所々破損、家中屋敷、城下町、潰家數多、死去人、怪我等も有之、且領分村々之儀、右に准可申候得共、未相分兼申候、委細之儀は、取調之上可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月六日 (五カ)

眞田信濃守

去る四日辰中刻、豆州下田表地震、其上津浪に而、兼而出張致居候人數宿陣之内、柿崎村、人家多分流失、玉泉寺而已相殘る處、人馬共漸々無難、最寄山上迄立退、同所に致野陣罷在候得ども、武器諸道具等、多分致流失候旨、同所詰家來々不取敢申越候間、都而固而已手當向、早速廻船申付候趣、在所表方申越候間、先此段御届申上候、以上、

十一月七日

大久保加賀守

寅十一月十日、御用番松平伊賀守様江、

伊豆守在所、三州吉田、去る四日辰の半刻、大地震に而、二之丸住居向不殘、其外櫓向等大破、三之丸住居向、土藏、并に所々門潰大破、家中屋敷、在町共、潰屋、破損所有之、大橋之儀は、破損御座候得共、差當往還難出來儀も無御座、尤人馬怪我等之儀は、未相知兼申候段、在所表方申越候、

十一月十日

松平伊豆守

御同前様江、

遠州今切御關所、西番所皆潰、勝手之方半潰、御門柱餘程拔出、一體に傾き、兩袖塀倒、其外所々大破、御門内に有之候船頭會所、餘程之傾きに而、其上津浪度々打揚、御門内迄汐打込申候、人馬怪我等之儀は、未相分兼申候段、彼地江差置候家來方申越候、委細之儀は、追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月十日

松平伊豆守

廿三日、子、晴、

去る五日、大地震、且津浪之様子、河内御領分御代官方、當御徒目付方へ、文通に及候書面之由、武田庫吉

方借、左之通、

去る四日朝、當所○秋元家ノ分領ハ、河内國丹南、丹北、八上、三郡ニ散在セリ、大地震之次第、先封に委細得御意候處、猶又翌五日申の下刻、俄に大地震、四日方も格別強く、其上良久敷相震ひ、空之様子、薄黒雲空中に在り、坤の方熾燃の如く、是は津浪の由、跡に而承り申候、大鳴動、山之崩候歟、或は洞之拔出候歟と被察、其様子凄く相見へ、其中地震鳴動も相止み、會所は建前年久敷相成候に付、家鳴り甚敷、既に殆見候處、北側總壁落、西側御物書詰所之邊壁落、御賄所詰所壁落大破、小遣部屋大破、同所便所打潰、御役所内、所々鴨居等落懸り、第一棟、梁、柱等弛み、大痛に相成、其外御家中御長屋も少々宛痛み、稻荷石燈籠、片々打倒れ、其外御陣屋内、御別條無御座、御領分も潰家等出來候得共、別而怪我人等も無御座、奉恐悅候、同夜戌之下刻、尙又大地震、夜中以後之處難計、御陣屋内最寄之開塲補理、御家中婦人子供は、夜を明し申候、右之外小震は度々有之候得ども、至而軽く相成り候に付、最早鎮り候事と奉存候、

一堺之様子承り候處、市中潰家等夥敷、怪我人も有之、剩五日申の下刻地震の節、津浪に而、湊滯船之數艘、入江へ重り合押入、四ヶ所落橋、八百石積之船、陸江打揚、汐引候而も

其儘有之由、同所新地邊、一圓汐附に相成候由、

一大坂之様子承候處、是又市中潰家等數多、怪我人茂同斷之由、町家等も往來左右之家、丸太等に而打倒れぬため張懸有之候由、建込之場所、殆儀に奉存候、同所安治川、木津川丈、湊々津浪、道々壹丈餘高く押來り、兩所數多之大船重り合押込み、破船數不知、其上雜魚場、堀江、右近町之有福之町家、地震を免れん爲、船に而出候處、右津浪に而押入候大船に乗敷れ、溺死人數不知、或大家町人、主從拾八人に而壹艘に乗入、留守は手代に爲任、致出船候處、是又右大船に乗敷れ、不殘溺死に相成候由、昨日、同役御藏屋敷方歸り懸け、西横堀罷通り候處、大黒橋邊迄も大船押重り、小船之破壊夥敷、死人數不知、公邊御役人御出役、死骸御改最中之趣、前代未聞之儀に御座候、

〔田邊町役場記録〕

安政元年、

十一月五日、天氣、一兩日以前より小さき地震、屢搖り候處、

申中刻に至り、夥敷搖りに而、市中江川浦一統惑亂致、海中に而は大砲の如く、俗に海鐵砲と相唱へ候鳴續に而、夕方迄止み不申、市中大分潰れ家有之、貴賤老若之差別なくあわて驚き、上を下へと及騒動候處、海中よりは高浪寄

せ來り、本町、片町、紺屋町は不殘、袋町小阪の下迄、下長町は中程迄、背戸川田地、御堀筋は不申及潮上り候而、井戸、雪隠之分ちもなく、誠に目も當られぬ有様、古今未曾有之騒動、筆紙に難盡、一統之當惑、譬に物なし、依之銘々居宅を捨置、或は鍋、釜、蒲團、其外日用之物を相携、權現宮社内能堂、繪馬堂、護摩堂、松雲院、本願若宮、其外湊村田畑へ小家を掛け、逃去、生きたる心は曾而無之、何れも念佛題目等を相唱へ、夜を明し申候、右に付而は川口に掛り有之候大船、いさば船數艘、潮に押登され、大橋にせがへ、大橋半分押破り、大師川を越、秋津水車場迄押登し申候、片町御堀筋は、潮勢格段に強く候哉、土橋落候而、上片町迄さし込申候、然る處同夜五ツ時比、又々大搖りに而、津浪は同様に上り申候、其間小搖りは休みなく續けに而、又又四ツ時過ぎ大搖り有之、七ツ半頃より大搖り三度、小搖りは數不知事に有之候、然る處同日夜五ツ時過ぎ々、町内所々より出火、同七日曉迄、市中大半焼失致候、右に付、火消御役人方も御出張有之候得共、何様大混雜にて消人足も少く候に付、何共致方無之、誠に哀成次第に御座候、

覺

町焼失、潰家共、棟數七百五十軒餘、

内

三百五十五軒、

家居焼失、

三百六十六ヶ所、

土藏同、

十四ヶ所、

座敷同、

三ヶ所、

寺焼失、

百十軒、

家居潰れ家、
土藏潰れ家、

五軒、

家居流失、

一米四千三百六十九石餘、

流失、焼失、

一死人九人、

内

五人、

流失、

四人、

焼死、

メ

右に付、御上みより稿數千把、竹繩等、近村より爲出、權現(藁カ)

松原へ救小屋掛け、小前之者爲凌、毎日粥焚遣し候、又本

町北新町へ、諸品小賣小屋を建、諸代品物、下直に賣遣し

候、米白米壹石百四匁、燈油五十六文、

一同月十八日、左之通御達、

此程之天災に付而は、浮説訛言を申立候者も有之哉に相聞、甚以不埒之事に候、畢竟右等之儀流布致候而は、自然

人氣を相惑せ候道理に付、此趣、小前末々迄、急度可被相(達カ)通候、

一家普請、勝手次第、早々取掛り可申事、

一諸色賣物店開、右同斷、

一材木板類、高直に賣捌候儀、不相成候事、

一日雇工賃、平日之通、増賃不相成候事、

十一月十八日

(田所氏記録)

安政元年、

一十一月四日辰下刻、大地震、所々土塀崩る、古き納屋等潰

る、潮も常よりは大に高く差込、忽退き忽來り候に付、洪

浪も可來歟と一統薄氷を踏思をなし、大に戰慄致居候得

共、何事も無之、潮は尋常之通に相成申候、尤同日々同夜

小地震度々也、

一五日朝辰下刻、少く震申候、其後は震不申候に付、一統安

堵之思をなし居候處、同夕申刻過、又々大震動、昨日より

は餘程大く且長く、古き家藏等大半潰れ申候、然處沖の方

にて恰も大砲を放が如き音四五聲響候而、洪浪山之如漲

來候に付、一統周章狼狽致、取物も不取敢、權現山、或は山

崎愛宕山へ逃申候、左古町、江川は、上野山へ逃登り申候、

女小供之泣叫聲、家庫之類る音に響合ひ、夥敷冷敷事、言語に絶せる有様に而候、右逃去候跡へ盜賊入込、衣類、金銀等、攫去り申候、尤盜賊は翌日より追々召捕に相成、湊村地下藏前にて曝され申候、扱洪浪は四度揚り申候、就中、二度目之浪、最高く揚り申候、右浪、大河筋、小川筋は勿論、片町御堀(江カ)が漲り上り、上片町小阪迄、袋町小阪迄、下長町央迄、背戸川田圃は、秋津口街道限り、伊作田村田畑は、下村堂の邊迄、大川筋は、秋津、釘貫井邊迄揚り申候、右洪浪に江川々口に繋ぎ有之候廻船、四五艘推流され、大橋へ觸れ候に付、大橋、央より西の方切れ落、小泉迄流上り、同所渡り瀬に留申候、廻船も同前に一艘、糸田村前楠の下に一艘推上られ申候、江川浦片町等之漁船者、大半散亂流失致候、片町御堀土橋も、右洪浪に壓潰され申候、今夜度々震動、就中、戌刻比大に震申候、餘程大きく、今夕震候位に而、一統又々肝膽をけし、大に恐懼致候、

一同夜酉刻過、三栖口潰れ家々出火、燃上り候得共、地震に恐れ、一向人も集り不申、漸く燃廣まり候付、諸役人出張差圖致、適驅差候者(着カ)も有之候得共、何様度々之震動に恐れ候而逃散じ、防兼候に付、火勢愈烈敷相成、燃口諸處に相分れ申候、赫奕たる光、天を焦し、輝發たる音、地に響き、

冷敷事、筆頭に難盡、

一六日、火追々廣まり候へ共、尙中小地震屢に付、村方人足も墓々敷出不申、防兼候に付、益燃廣まり申候、

一七日辰刻比、漸火鎮り申候、北新町三栖口、南新町勝徳寺町、孫九郎町、上長町、秋津口、下長町、袋町、上片町、本町の横町、右不殘赤地に相成申候、寺院は海藏寺、本正寺、勝徳寺、焼亡致候、尙殘火、時々土藏杯を發し申候、

一其後、日々中小地震度々也、右に付、一統權現松原、山崎愛宕山、又は上野山等へ、假屋を造り、雨露を凌ぎ候、其後段段穩に付、十八日比より、居宅焼失不致筋は、段々歸り申候、

一神子濱村、神谷にて四軒流失、

一西の谷村にて七軒流失、

一湊村分新地にて二十軒流失、

一敷浦、目良浦は、流家無之、

一江川浦にて一軒流失、

一新庄村は、人家大方流失、只山添之家、所々にて四五軒づつ残り申候、

一富田郷芝村、高瀬村にて只四軒残り申候許り、其餘皆流失、

一瀬戸村之内、網不知、立ヶ谷、不殘流失、

一芳養郷、井原村にて六軒流失、

一南部郷、塩田村にて二軒、山内村にて四軒流失、

一切目郷は、格別之事なし、併島田村は大荒、

一日高郡印南村、有田郡廣村、湯淺村、大荒、

一和歌山、格別の事なし、

一熊野浦々、大荒れ、

一熊野湯の峰温泉止る、

但翌卯年二三月比より、少々づゝ湧出る、

一日高郡龍神温泉止る、

但翌卯年二三月比より、少々づゝ湧出る、

一當郡瀬戸湯崎温泉、まぶの湯は是迄之通に候へ共、其外不

殘冷水に成、

但翌卯年春より、まぶの湯も段々惡敷相成、四月比より

冷水に成、

一十一月六日、晴天、折々地震、

一同 七日、曇天、同、

一同 八日、晴天、夜雨、折々地震、

一同 九日、晴天、折々地震、

一同 十日、同、同、

一同 十一日、同、同、

一同 十二日、同、同、

一同日、左之通御通達、

一權現宮馬場留め場之小家を、御救小屋に爲致候而、御

救小屋と建札致可申事、

一松原芝居跡小屋、右同斷、

一御救之儀、町奉行、御代官、差圖致候而、精々世話爲致可

申事、

一急々難取調候得共、燒失之棟數、潰家棟數、寺院破損、并

燒溺死人、夫々相調申出候様、

右之通、

十一月十二日

一十一月十三日、晴天、折々地震、

一同 十四日、同、同、

一同 十五日、雨天、夜大風、同、

一同 十六日、晴天、同、

一同 十七日、同、同、

一同 十八日、同、同、

一同 十九日、同、同、

一同 二十日、同、同、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

一同 廿一日、同、同、

一同 廿二日、同、同、

一同 廿三日、同、同、

一同 廿四日、同、同、

一同 廿五日、雨天、同、

殊の外大風、少々雷鳴、夜大雨、

一同 廿六日、晴天、同、

一同 廿七日、同、同、

一同 廿八日、同、同、

一同 廿九日、同、同、

一十二月朔日、同、同、

一同 二日、同、同、

一同 三日、同、同、

一同日、左の通御通達、

當節柄之儀に付、米并諸賣買品、直段引上げ不申、實意を以、可成丈け下直に賣買可致候、此段、町在役人共厚く申

談、御趣意相立候様、精々可及取扱候、

一町、在、御救戴き候者共、可成丈け早々稼方に取付候様世話振之儀、町在役人共精々申談、可及取計候、尙又右之者共、日々手業も無之儀に候はゞ、其筋より世話致、稿等買

入、繩、或はさし繩、草鞋、草履坏造らせ、相應の元錢相與へ候様、是又町在役人共世話振之儀、精々可及取扱事、

十二月三日

一十二月四日、晴天、折々地震、

一同 五日、同、同、

一同 六日、同、同、

一同 七日、同、同、

一同 八日、同、同、

一同 九日、同、同、

一同 十日、同、同、

一同 十一日、同、同、

一同 十二日、曇天、同、

銀四拾貫目、

御代官、町奉行、

此度天災に而市中焼失、浦方津浪流失家等之者共、可爲難儀、御救御手當の儀、厚く被仰出候得共、

上にも多端之御出方之折柄に而、主役共にも勘辨振申上兼候に付、不得止御借入銀之内方、無利足五ヶ年賦に御貸下げ被成下候間、聊に而差寄にも相成間敷候へ共、先づ急場相凌候様との御趣意に候間、大年寄、大庄屋共に而、焼失且流家之者共へ、程能割分、實意に取計可申事、

畢而御貸下げ銀定日、追て可申通事、

十二月、

一十二月十三日より三十日迄、日々數度地震、尤三十日に大震一度有之、

一安政二卯年正月朔日より廿九日迄、日々數度地震、尤五日に大震三度有之候、

一二月朔日より三十日迄、日々數度地震、尤十日に大震二度、十一日に中震一度有之候、

一三月朔日より十日迄、日々數度地震、

一同月十一日より四月廿七日迄、折々地震、

一同月廿八日より五月九日迄、地震止む、

一五月十日より十八日迄、折々地震

口上

鉛山村温泉之様子、相調申出候様御達之趣、奉畏候、則同村庄屋呼出し相調候處、左之通に御座候、

一崎之湯

三月比迄は、一滴も出不申處、四月比方は、冷水少々づゝ出かけ候得共、潮干には、不殘引申候、此節にては少々づゝ相増、奥の壺へ八九歩目溜り、少しは暖氣を合申候、満干は、今以同様に御座候、

一館之湯

是も一滴も出不申候處、此節にては、石一嵩半許りは出申候、暖氣は無之、冷湯に御座候、

一阿波湯

是又一滴も出不申候處、當月差入比方、少々暖氣を合候湯、少々づゝ出申候、

一元之湯

一濱之湯

右兩湯は、先達て冷湯五六歩目許り出申候、今以同様に御座候、

一まぶの湯

是は先達て湯は出候得共、勢無御座、暖氣至て少く御座候處、三四月には、彌暖氣少く相成御座候處、當月方は、少々づゝ暖氣相加はり、日々に相重り候體に御座候、

一元之湯、阿波湯之邊、地上一面に暖氣御座候處、先比より

りは、暖氣一切無御座候、然るに此節にては、少々づゝ暖氣出申候、

右之通に御座候、此模様にては、追々相直り可申と奉存候旨申出候、依之御届申上候、以上、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

田邊組大庄屋

卯五月十八日

田所古衛士

一五月十九日より十月廿三日迄、折々地震、

一十月廿四日巳中刻過、急に潮さし込來り、さし引及數度候

に付、津浪にても可有之哉と、江川浦、古町、新地、網屋町、

片町、紺屋町、本町、一統家内取片付、迺支度致候、尤地震

は一度もなし、

一十月廿五日夕十二月晦日迄、折々地震、

一安政三辰年正月朔日より十八日迄、折々地震、

口上

鉛山村温泉之儀、此節村役人より申出候趣、左之通に御座候、

一濱之湯

先達てより冷湯にて御座候處、當月十日比より大に

暖氣相増、最早快く入湯出來候様に相成申候、

一崎之湯

去年來は、奥の壺へ冷湯少々溜り候のみにて御座候

處、段々相増、此節にては、總壺一杯に出申候、尤冷湯

にて、暖氣は幽成事に御座候、

一まぶ之湯

先達て々格別相替り候儀無御座候、少々ぬるいなが
ら入湯致申候、

一館之湯

一元之湯

一阿波湯

右は、今以冷湯にて、暖氣は幽ならで無御座候、先々
相替り候儀無御座候、

右之通に御座候、濱之湯、崎之湯、驗相見へ候に付、村中一
等開愁眉候、猶時候暖氣に相成次第、不遠以前に復し可申
と奉存候旨申出候、依之御届申上候、以上

田邊組大庄屋

辰正月十八日

田所古衛士

一地震之儀、去卯年四月上旬より、段々穩に相成、四五日目
に一度程づゝ震ひ候處、當年正月中旬より、大に穩に相
成、十日に一度位に相成申候、

一二月二日、曇天、去年來之大地震、

一同 五日、曇天、地震、

一同 廿日、晴天、地震、尤此節は、大に穩に相成、月に一兩

度位に相成候、

口上

一鉛山村温泉之儀、崎之湯は、未だ相替り候儀無御座候得共、其他は大體下地之通に相成候、入湯も出來候に付、此度諸方へ披露仕度段、同村庄屋斷出申候、依之御届申上候、以上、

田邊組大庄屋

辰四月八日

田所古衛士

地震に付、田邊領分町、在、損亡書上、

一田畑荒高四千八百八石貳斗、

此反別三百三十壹町六反、

一御高札場流失二ヶ所、

一潰家二百五十五軒、

一流家五百三十二軒、

一燒亡家四百四十一軒、

一寺燒亡三ヶ寺、

一土藏燒亡二百六十四ヶ所、

一廻船破損二十八艘、

一廻船流失一艘、

一漁船破損百二十五艘、

一漁船流失六十四艘、

一橋流失十九ヶ所、

一土橋流失二ヶ所、

一燒亡人四人、

一流死人二十八、

一斃牛二十頭、

一川堤破損四十ヶ所、

一池堤破損二十一ヶ所、

一諸漁網燒失十帖、

一同流失四十三帖、

一地下藏流失二ヶ所、

一同潰込一ヶ所、

一山崩四ヶ所、

右之通、

〔嘉永七年甲寅地震海翻之記〕

十一月四日、昨日冬至曇天、辰下刻、大地震ゆること須臾、人々家を出て道路にたつ、漸々にして止む、其後晝夜をかけて四五度ゆる、今日、朝より澳の潮ゆくこと甚速く、浦わの磯、須臾の間に見えがくれして、潮満干潮の高底八九尺すること、夕方まで七八度なり、されど常にかはることなし此日、勝專寺の役僧、浦に出て潮を舐り見しに、呑まば呑むべくおぼれて、井の水に異ならず、いさゝか鹹ゆきのみなりし由語れり、此潮の動搖にて、津

浪寄り來むもはかりがたしとて、風浦(風カ)の男女、衣食調度を携へ、盡く猪野山へと逃げ登る、夜に入り、王子宮、北道稻荷宮、南道秋葉宮、氣佐藤村、鹿島宮海島にあり、等へ、神燈を上げ、人々參詣す、若夜中津浪寄り來むには、近邊の岡山へ遁む爲とて、人皆身裝して、家々に飯を炊ぎ、行厨の用意をす、

十一月五日、つちに入る、晴天、申刻、大地震ゆるること甚しく、家を出て道路に立つに、たちかねてころぶばかりなり、須臾にして、海底鳴動して、津浪寄せきたり、南道村の浦にては、濱り、填田村にては、椿阪口の往來の道を越、南谷の田地七八分潰れ、山内村にては、中内まで寄りたり、大川邊の田にて、海魚どもを拾ふ。白浪、大川を浜ること雪のごとし、さて退きたる時は、平常の浪打際より沖へさること、凡一町ばかり、又寄せきたり、如此すること三度なり、大なるは三度なれど、小きは數度に及し由、猪野山、吉田村、北道高見の岡、北道法華寺の岡北道村、等へ、郷中の人逃登る、予は法華寺の岡に居明す、今宵は假菴だにせねば、霜いたく深くして、衣を沾して堪へ難し、亥の下刻、また大地震ゆる、晝のよりはいさゝかおこたり、終夜ちひさきは數へも知らずゆる、

此日、地震にてたふれし家五軒、津波にて流失の家八軒古老傳に、井の水干るといへれど、此度の津波には、井の水干す、されど濁りたり、又此頃の濁水にて濁れたりし川瀬に、水湧出たり、又浪も前にいへる處まで寄せたるのみなれば、そのみ遠く逃るに及ばざりしといへども、是かろかりしゆゑなり、かゝりしとて、後人心をゆるすべからず、なり、また庇落ち、或は傾きたる家、又は納屋、藏等倒れ、或は流失せし、

十餘軒も有るべし、田畑の荒は、山内村にて、床土、作土流失、淵入等、合て四町餘、麥作損亡二十町餘、東岩代村にて、作土流失五反五畝餘、麥作損亡二町四反五畝餘、西岩代村にて、作土流失一反三畝、麥作損亡五町五畝餘、填田村にて、麥作損亡三町餘、氣佐藤村にて、作土流失一反等なり、風浦にて、漁舟漁網の流失あり、又後日に、填田村なる枇杷山の枇杷の樹、残らず枯れたり、浪にひたりし故なるべし、されど他所にくらぶればいと平穩なり、此地南部、かく平穩なるゆゑよしは、寶永四年十月四日津浪の時、猪野山より見しに、鹿島の山を五つ六つ重ねあげたるばかりの浪、大洋より寄り來るに、其浪の中に白く圓くして妙なる光りある物有りけるを、あやことまもり見けるに、かの大浪、二つに破れ、小き方は此浦へ寄せ、大なるは東の方へゆくに、彼の光り物、其浪の中にうちかこみてつれゆきしが、芳養沖と思ふあたりより、浪を離れて鹿島の宮の御山に飛びかへりぬ、是此神の御靈なること、疑ふ所なく、この御守りによりて、此地はおだやかなりしよし、當時山内重賢が記せる書、鹿島宮神殿に納めあり、全文、紀伊國名所圖繪にあり、其先蹤によりて、此度もおなじ神の守護によるなり、其證據は申刻津浪よせこんばん、ばかりに、未申の方の海上に、火柱たつと見しに、たちまちに津浪よせきたるを、猪野

山にて、前の四日に逃げ登りしまゝ、今日まで居たる人々の見しに、かの大浪澳の寄せ來り、鹿島の御山にあたるが、大砲の音して二つに破れ、彼の寶永の時の如く、大小にわかれ、大なるは田邊澳へとゆき、小きは此浦によせつとかたれり、夜に入り、右の御山より、神火大さ遠見の如し、出で、海上に浮び守護し給ふこと、終夜なりき、

十一月六日、晴天、曉霜深きこと雪の如し、猪野、上城、高見の岡、法華寺の岡等の處々に、小屋造りす、今日も小き地震數十度ゆる、今宵も彼の神火現れ給ふ、

十一月七日、曇天、今朝聞くに、五日の夜、千里の濱の王子宮堅くさしたる錠、自然に開きて、こゝよりも神火現れ、この火、川口八王子山の半腹にかゝりて守護ありこと、人々にきけり、今日も小き地震、數十度ゆる、

十一月八日、九日、十日まで假居して、十一日の午時より、予は歸宿す、されど尙野宿せる人々多し、残らず引はらひしは、晦日がたなり、八日より後は、日に十度、七八度、五六度と、次第に減じて、十二月末には、日に一二度ゆり、安政二年正月五日申時ゆりしは、いと大なりき、も、をりくゆり、四月にいたりても尙小地震ゆる、朔日戌下刻、ゆりしは大なりき、上件鹿島の神の、御守護灼然たること、とは、上にもいへる如くなるを、尙又五日の日、芳養浦の漁夫、おのが業せんと、此島の邊に在りしに、かの大浪に驚き、島の濱に上り、御山に逃げ登りしに、か

の高浪、この濱をだにこさず、船も平穩なりしとぞ、

十一月廿五日、曇天、後雨降る、海底鳴動して、颯、屋根を吹飛ばし、雷鳴る、

十二月十四日、晴天、海底鳴動す、

安政二乙卯年二月廿七日、雨天、鹿島の沖、高潮ゆくこと甚し、人々津浪なりとて、大に騒ぎつれど、無事なり、十一月五日、潮水平常より二三尺高し、又堺浦人云、五日津浪の時、濱の沙中より水湧出たる由いへり、または是まで濁れたりし井に、水涌出たり、津浪の後、

他國見聞の次第、

京都

甚平穩なりし由、地震、四日のかた甚しかりしとぞ、

大坂

四日、五日とも、地震甚しく、五日の津浪、木津川を上るさま、中高俗にかまぼこに矢の如くにおしのぼり、兩側のひくきとて、潮六尺、中にて二丈餘高かりと云ふ、破損の船五百二十餘艘、安治川はさかす、定めて多かるべし、死亡一千餘人なりとぞ、然るは、地震にて家のたふれむことを恐れて、川の舟にとりのりし故、津浪に溺れ死したるなり、されど家はたふれず、橋七八つ落たりとぞ、十二月三日にも、地震甚しかりし由、右十一月五日大地震のをり、所々に黒豆降り、薩摩橋、中橋町飴屋安兵衛宅へも、一合ばかり降りし由にておこせたるが、予も二粒得て持り、安兵衛本家六兵衛方に

は、一升ばかりもひろひこといへり、和泉の堺にても、ふれりときけり、

和泉

甚平穩にて、垂井の濱などは、平常の満潮より、三尺許り高かりしのみなりとぞ、

河内

地震甚しかりし由、

大和

地震いたくゆり、奈良、ことに甚かりし由、

東海道

すべて甚しく、諸侯七十餘家より、公邊への達書の寫を見しに、城下々々の荒れ甚しく聞ゆ、大方四日の辰の刻地震津波とも、美濃大垣邊より、初て五日之地震の事記しあり、されば五日の地震、津浪は、美濃より西南の事と見ゆ、右之外聞ける事ども、いと多かりつれど、略してあらく記せり、

安政二年乙卯五月 日

熊代源藏源の阿曾美繁里

(嘉永甲寅諸國地震記) 田山實 獻本、

東海道筋小田原々大損じ潰れ之寫、

一掛川城下、大潰れ焼失、

一日坂宿、普請新敷故、無難、

一佐世之中山、あめの餅、皆潰、

一金谷宿、本町より河原町迄、皆潰、

一大井川、水中ゆりわれ、水溢れ、川幅壹盃満水、越立無之、

一島田宿、潰家過半有之、

一江尻宿、大半焼失、尤棒鼻少々殘、

一奥津宿、同斷、

一由井宿、同斷、

一岩淵、皆倒れ、山崩、人馬怪我人、死人多く、三拾軒餘焼失、

一蒲原宿、皆倒れ、

一原宿、同斷、

一沼津宿、城下甚敷、御城大破之由、

一三島宿、皆倒、明神前より山際迄、皆焼失、

一山中邊、甚敷震動いたし候由、

一箱根宿、本陣潰れ、其外壹貳軒程も破損所出來、

一夫より東之方軽く、西者山中を限り、上方筋之方へ倒れ、

或者山崩、橋々缺落、川筋者ゆりわれ、船渡場等差支、

右に付、當分通路無之由に御座候、

一駿府御城、御多門向大破、并御多門詰糶、御堀江ゆり落候

よし、市川江川町より、巳之刻出火いたし、府中三分一焼失、紺屋町陣屋役所潰れ、長屋向大半潰れ、皆々野宿之由、彼地急飛脚之もの、申聞候むね及承候事、

大坂表大地震、

當月四日辰の中刻、大地震にて、市中に大損、大潰れ家、凡貳百軒餘、其外神社、佛閣、大損じ有之由、又候翌五日々刻より大地震、諸人驚恐れ、家居者壹人もなし、皆外江逃出、或は船に乗坏致居、然處高津浪にて、天保山、木津川口、安治川口江大船小船を打上候、其邊住居之者、皆上町江逃上る、扱又船に乗候者は、皆破船して死人數不知、其邊處々橋五六ヶ所落申候、

一泉州堺 西の宮 尼ヶ崎 佐野貝塚 岸の和田、

何れも大損潰、津浪、折節も有之候、

一京都 奈良 伏見邊者、

大地震に候得共、別條なし、

一紀州浦々、大荒れ之由、

一伊勢松坂 山田 津 神戸 白子、

何れも大損じ、少々潰家有之よし、

一志州鳥羽、大津浪にて、御城内迄大荒れ之由、

一東海道筋者、小田原より庄野迄、宿々大損じ潰れ、

一龜山より大津迄、別條なし、
右之通、申來候、

十一月十七日

京屋

彌兵衛

一筆啓上仕候、寒冷之砌御座候得共、先以其御地御家内様御揃、益御壯榮可被遊御座、珍重之御儀奉賀上候、次に當方無別條、當十月五日、大坂表江着仕候、此段御安心可被下候、然者、當十一月四日晝四ツ時、大地震、市中大騒動、町家潰れ、翌五日七ツ半時、大地震、此時海底大いに鳴、大風歟、大積浪歟と存居候處、同日夜六ツ時、又候大地震、直様大津浪、木津川筋圍い船、諸國廻船、大中小船共、一時に川上江、右つなみにて押流し、破船、難船共數不知、五七百艘共、千艘共、難破船未だ數不知候、尙又市中男女老若子供、地震を恐れ、地震餘いたし、川中へ上荷、茶船、通船に乗居候處、一時に大騒動、川中にて而死人數多、千人共難計御座候、
是は石州郷津ふ出候船之事
一郷津建、私初め寶生丸、利吉丸、〆三艘共、一切怪我無御座候、神様之御助けにて御座候哉、外聞旁々御悅可被下候、併私者橋船丈け潰し候得共、外貳艘無難、珍敷事と諸人被申候、尙又諸國廻舟乘人、市中死人、千人共、貳千人共、數不知、諸相場之儀者、未だ地震時々ゆり候故、一切相分不

申候、市中大騒動、商諸品共無御座候、先者右之段申上度、
如斯御座候、早々以上、

(五字、原本朱書)
石川郷津船

福市丸

勇兵衛

十一月八日
(四字、原本朱書)
石州郷津

(木カ)
茨本屋好右衛門様

中田屋文兵衛様

貴下、大急用、

(二行、原本、朱書)
寅十一月八日出、同十三日夜着、大坂問屋紙屋長左衛門

書狀、石州郷津花屋利十郎方到來之寫

一筆啓上仕候、向寒之砌御座候處、先以其御表、御家内様御
揃、益々御壯榮被遊御座、珍重御儀奉存候、次に當方無異儀
罷在候間、乍憚御休意易思召可被下候、然ば當所、當月四日
四ツ時頃方大地震、市中大混雜、誠に前代未聞之事に御座
候、市中并藏建家、所々崩れ申候、私方近所に者、願教寺様對
面所崩れ、其外建家數多崩れ申候得共、下店に者無難に御座
候、近國之儀者、未得と相分り不申候得共、大和邊者、山も崩
れ申候様子に御座候、然る處又々翌五日七ツ半時頃方大地
震にて、大混雜致し候、折柄海底大震動いたし、暮六ツ時過

(安治)

方大津波と相成、木津川、阿字川兩川口、諸國大船、小船、不
殘、別而木津川口に者、北國之圍舟、大津波にて川下もより
川上江流れ來り、不殘道頓堀中江流れ込、日吉橋落、唐金橋
落、幸橋も落、住吉橋も落、大黒橋、芝居近所迄、大船流れ込、
堀江川に者、水分橋落、黒金橋、何れも大船、小船流れ込、長
堀川に者、高橋落、玉造橋無難、戎島者、龜井橋落、安治川に
者、阿字川橋落、何れも大船、小船流れ込申候、然る處、右船
者、夜中之事故、不殘破船に相成、無難之船者、誠に無御座
候、乍併私方御客様方は、一艘も怪我船者無之、花屋利吉丸、
釜屋寶生丸、福市丸勇兵衛共、何れも無難に御座候、誠に如
何之譯にて御座候哉、私方御船中許、無難之儀者、神様之御
助けと被存候、東建藤間屋舟三艘、石田屋船龜市丸、(行李)四艘、
不殘長堀邊迄流れ來り、水底へ荷物積入之儘沈み申候、舟頭
衆、地震にて、掛硯、着替、合利共、元船へ積入被申候に付、誠
に其儘にて水底江沈み申候、大混雜何共申様無御座候、外に
脇田屋船、鍛冶屋船、メ貳艘難船に御座候、誠に大船、小船は
何百艘共、相分不申候得共、壹艘も無難之船者無御座候、郷
津建三艘丈け、無難成事、誠に重疊目出度奉存候、御祝可被
成候、尙又右地震に付、木津川筋、阿字川筋之上荷船、茶船、
又者天道通ひ舟江、老若男女、地震を恐れ、右舟々江乗込、地

震除け致居申候處、大津波時々來り候に付、大船、小舟江おし掛け來り、皆々大船之下敷に相成候て、死人何百人共、相分不申候、又者、破船之船之死人、上荷船頭とも、死人少々御座候、戎島上荷はり重殿方にも、家内四人、外四人、べ八人、死人御座候、誠に前代見聞之事御座候、先荒増奉申上候、御承知可被成候、右に付、諸商内（未）とも商賣無御座、日々混雜仕居候事に御座候、別て船手商内、一切無御座候、川内之舟々何百艘とも難計、皆無同様之儀御座候、宜敷御推察可被成下候、先者右之段奉急狀奉申上候、以上、

十一月八日出

紙屋

同十三日到來

長左衛門

花屋利十郎様

貴下、大急用、

當月四日辰中刻方大地震、松坂、津、白子、神戸、桑名邊、大汐に而、浪花、松坂少々、山田大荒、大半潰家有之、志州、鳥羽、大地震、大津波に付、御家中大半流れ、町中同様之由、同刻、四日市、同斷にて人家三拾軒許り潰家相成候處、昨五日申刻過大地震、大地割、潰家多く出來候由、尾州宮通大荒、宿斷之由申參候、

追而、攝州尼ヶ崎、御城矢倉貳ヶ所崩れ、町は六分通家潰

申候、堺表者、同様家潰れ、死人等有之様、委敷儀者、耽と相分り不申候、

別紙奉申上候、當表地震、其後之儀奉申上候、昨五日朝方七ツ時半頃迄震不申、漸安心仕候程之儀に御座候處、風も無之、快晴に御座候處、近海沖、雷鳴之如く、五ヶ度程相聞候に付、不審に奉存候、無間も津浪潮押寄、海岸新田村々、圍堤あふれこし、川口之川筋、俄に潮差込、逆水にて水嵩み、川口方川内に大小掛り船、碇綱切放れ、大船込詰合、川上江押込、右故、安治川筋にて者、安治川橋崩落、船津橋迄大船入込、長堀川筋にて者、高橋崩落、木津川筋にて者、龜井橋迄大船入込、右故、龜井橋崩落、道頓堀川江も、大船數船押上げ、日吉橋、汐見橋、住吉橋、幸橋邊まで崩落、千百以上之大船多押込、平日、淺瀬、川幅狹橋にも有之、旁大船入込候儀難相成候處、誠に暫時に右次第、恐敷事に御座候、且又一昨朝方地震に付、小船に乗入、相凌候もの多分御座候處、津浪にて大船數艘、強勢に押込候に付、除け候間も無之、破船又者沈船いたし、死亡、怪我人夥敷、哀れ之次第御座候、猶船と突合、大小破損御座候、右津浪に付て者、船場島之内、西最寄之もの、諸色取片付、或者御城番場上町、并高場江逃參り候もの、是亦夥敷、將又地震に付

て者、昨夜中、大道并廣場江罷出、夜を明し、夫是之混雜、筆紙難盡儀に御座候、

一昨夜中、地震大小三ヶ度、今曉々辰之刻迄、貳ヶ度有之候得共、一昨朝昨夕程に者無御座候、

一御城内外御役宅向々、御別條無御座、少々破損所出來候由御座候、

一寶永四亥十月四日未上刻、大坂大地震、續而津浪有之、道頓堀日本橋迄、大船押込、同橋迄之橋々、不殘崩落、死亡人、怪我人夥敷有之候段、舊記有之、此度と同様之次第にて、既に當六月地震之節、專風聞用心仕候得共、昨今何等之儀風聞不仕、無何心船にて相凌候もの、多分前書奉申上候始末、扱々歎ヶ敷儀と奉存候、

右之段、不取敢奉申上度、猶追便委敷可奉申上候、以上、

十一月六日
大坂屋
定次郎

園部彈次郎様

右大變にて取込居候て、荒増奉申上候儀に御座候、乍併私共近邊者、大體無事、乍恐御放念被遊可被下候、以上、

以態人爲御知奉申上候、然者、當十一月四日晝四ツ時、當處大地震にて、市中町家數多崩れ、怪我人も有之候、騒動

致候處、亦候翌五日申之刻、大地震ゆり、夫より沖鳴出し、夜に入酉下刻、大地震大突波にて、諸國廻船、并圍船とも、不殘川上へ一同に押流れ、無事成船は壹艘も無御座候、破船五六百艘より、千艘とも、いまだ相分不申候、

一嘉寶丸、勝法丸、天德丸、龜市丸、右四艘者、中荷其儘にて、川中へ押沈み、尤上廻り大破れにて、船底如何とも、いまだ相分り不申候、

一喜寶丸、福神丸、此貳艘は、上廻り大破れ候得とも、中荷其儘にて、船沈み不申候、尤六艘とも、人壹人も怪我無之候、右破船難船に付、昨日御用達相届け、今日御公儀様へ相届け申候、

一川中、諸國難破船にて、小船たりとも、往來一切不相成申候、何れ近日從 御公儀様御差圖有之候上、難破船共相片付不申候て者、沈み荷之所も、如何とも奉申上候様に無御座候、何れ相分り可申候、

一右突波にて、道頓ぼり川筋、川下々日吉橋、汐見橋、幸橋、住吉橋、金屋橋、不殘落候、此邊迄大船押上流れ込、死人數不知、夫より堀江川口水分橋、鐵ばし落候、死人數多有之候、夫より長堀高橋落候、戎島瓶井(龜)ばし落候、夫より安治川筋諸廻船大痛、安治川橋落候、誠以大變大騒動、中々以

筆紙に難盡御座候、尙亦船頭衆にも、大井(ひ)に御心配被成候
得共、一同之事故、致方も無之候、乍併石見船頭衆中、御怪
我無之、御無事之段、御悅可被下候、餘者飛脚之者、能存居
候に付、直に御聞取可被下候、先は右之段申上度、如此に
御座候、已上、

十一月七日

追啓奉申上候、船頭衆中、問屋、一統相談之上、相達し奉申
上候、尙亦此方にて、御公儀様御差圖を以、御取計可致候
間、御人御遣しに及不申候、此段厚奉申上候、將亦私船之
儀者、上廻り、突波にて流水無之候、并てんま碇四寸、紛
失致候、作事致候儀に候はゞ、くらはし口へ下り候て致候
はゞ、宜敷様相心得申候、尤右様大破損にて、作事之儀も、
大造之事に候、此者へ御返事被下度奉待入候、已上、

十一月七日

喜寶丸太兵衛

釜屋親方様

中田屋清助様

貴下、大急用、

右者、太兵衛船難船之様子申越候に付、書寫仕奉差上候、
已上、

仁萬村

安政元年

太兵衛兄

十一月十八日

清助判

庄屋

清兵衛判

大森

御役所

松江江遣候岡元四郎、罷歸申聞候、雲州地震之荒増、

十一月二日朝々、雲州松江城下、其外地震、同三日無別條、

同四日朝五ツ半頃、地震強候得共、損所等無之、

一同五日夕七ツ半頃、同夜四ツ時頃迄、大小三拾六度之

地震、松江城内無難、家中并市中者、潰家、破損家、多分、地

震にて出火、壹軒焼、

一松江々六里、石州江寄、平田町にて、八間に四間之酒造藏、

地中江沈込み、其外潰家、破損有之、

一同所々八里、石州江寄、今市町、潰家三四軒、民家小破多分

有之、同町々壹里程近在、村名不知、地震潰家、出火有之、

一今市々石州之方江壹貳里寄候大島村、田地壹町步程、地中

江沈み、

一松江々拾里、石州江寄、杵築町、大鳥居前、市中潰家拾貳三

軒、同所濱手に而百三拾軒餘、都合百五拾軒、潰家、破損

家、人馬無難之由、大社境内者、無別條、

一同所々拾三里手前久村町にて、潰家五軒、造込候酒、醬油、

其外藍瓶之藍等、多分ゆりこぼし、民家小破は多分有之、

一松江方石州江之往還筋、其外地割損所、數ヶ所有之、

寅十一月五日、雲州大地震にて損所、左之通、

一杵築大社、鳥居大損じ、市場村、越峠村、大王地村、中村者、

少々之地震に有之、

杵築町にて、

五拾壹軒、

本潰、

四拾壹軒、

作事難成分、

四拾六軒、

半潰、

三拾三軒、

大破損、

メ百七拾壹軒、

一赤塚村、假宮村、破損所有之、

一兩國造并社中共、山手江寄候分は、障り無之、

一楯縫浦、破損所有之、

一杵築方半里程辰巳之方、在方繼崎と申所に、本潰、半潰共

三拾軒、

壹町七反歩餘、

地上り、

壹町八反歩餘、

壹尺五寸程地中江沈み申候

一西戸村、本潰、半潰に而三拾軒有之、村内地割并地上り、又者沈み候土地出來、

一大島村、田畑壹町歩程、貳尺許り地中江沈み、壹尺五寸位之地割出來、中々水出、黄色之砂吹出申候、

一楯縫、平田近在共、右様之類、多分出來申候、

一當月五日夜七時過々、地震強揺り申候、一體石州は、前々

方地震無之趣に申傳居候處、右次第故、市中總體立騒ぎ、

俄に城上神社也、江參籠可申候趣に而騒々敷、江戸表に而

は、此位之地震は左迄恐怖いたし候程には無之候得共、地

震無之場所に相成居、且又陣屋住居向は、前々數度之火災

を遁れ候由に而、百年以上之家作故、柱、敷居、鴨居等虫喰

居、至而老屋に付、此上強き地震有之候而は、揺倒れ可申、

旁立退借所等夫々手配いたし候得共、左右とも高山に而、

萬一山頽れ、又は岩石等轉び落候而は、可遁れ様無之、左

候迎、兼而方陣内を出、遠く江立退き居候様には不相成、

色々心配いたし候得共、右等之趣、妻并子供江咄聞候而は、

只々立騒ぎ狼狽爲致可申と、何氣なき體に而、陣内空地を

一覽いたし、少々之畑地江立退候積、手配りを極め、火事

具、其外武器類丈は持出し候積り、荷拵いたし置候處、

夜中江掛、大小七八度も相震ひ、市中は彌狼狽いたし候趣

候

故、町役人共呼出し、火所近所江は、夫々水を爲配置、立退候節は、火を鎮可申旨、壹軒毎に爲觸示、時々見廻り、爲心付置候儀に而、同夜は安眠不相成、然處翌朝に至り、海岸附村々々、追々地震之儀訴出、大森町々餘程烈敷、殊に四日頃を引續き、連日大小とも地震いたし候由に候、雲州松江江米相場爲糺、銀山方御中間壹人、先例を以雇上げ、飛脚に差遣候處、前々定之日數々は、歸りも遅く、如何と相待居候處、當月七日罷歸候間、爲相糺候處、同國は二日方數度之地震、(五日脱カ)殊更烈敷、相場書等も漸差出候程之儀に而、途中見聞之趣、則別紙之通申聞候、支配所内に而も、雲州江寄候海岸附村々之内には、潰家、損じ家も有之、全雲州方之餘響と被存候得共、數度之地震、殊に果も不相分、殊之外心配當惑いたし申候、追々に薄らぎ候得共、兎角折々小地震、于今不相止、何分安心と申には至り兼申候、

一 銀山方御貸附一件に付、此程、丹後國山家谷播磨守陣屋江飛脚差遣、當月九日、立歸申候、彼地最寄地震之様子爲相糺候處、伯州は先月晦日夜々、度々之地震に而、猶去る五日夕方々數度之大地震に而、人家騒動いたし、右飛脚之もの、折節伯州路江掛候儀之處、大地震に而歩行不相成、暫往來江打臥居、眩暈等相止み候上に而、起立候程之次第に而、恐

怖いたし候段申聞候、乍去雲州路江掛、様子承合候得ば、猶更烈敷、杵築町邊は多分之潰家によし、彼是を見合、雲州之方、一番烈敷趣に相聞候段申聞候、

一同斷一條に付、備中廣瀨板倉攝津守陣屋へ、飛脚差遣候處、右飛脚之ものも、廣瀨逗留中、去る五日之地震に出逢候趣に而、其節旅宿家に而は、壁を振ひ落いたし、近邊之町家貳間、(軒)眼前に潰れ候を見受、恐敷存候由、歸路高屋宿を外れ候處、又々地震に而目くらみ、途中に打臥居候趣申聞候、且風聞之趣に而は、笠岡、湊に而は、殊之外大地震、潰家、死人等夥敷趣、右飛脚之もの承込候由に而申聞候、

一 脇坂淡路守殿々、今般足輕共差越、銀山御貸附銀返納有之、右使足輕儀、當月四日、龍野城發足候處、同日は同所も地震のよし、同五日、備前路片上宿止宿之處、夕刻大地震いたし、潰家出來、死人も有之、岡山宿江相掛候處、宿内人家多分破損いたし、其外備中路江入候而は、川邊、矢掛宿等、いづれも強而之痛みは、不相見趣申聞候、

〔安田賤勝筆記〕續地震雜纂所載

○安田啓助賤勝ハ伊勢神廟ノ御師ナリ、太麻配布ノ爲ニ江戸ニ赴カントシ、嘉永七年安政元年十月二十九日、國ヲ發シ、四日、駿府ヲ過グルニ際シ、地震遇シ、親遭ニクソノ見聞スルトコロ、及ビ沿道ノ被害ヲ筆記セリ、即チ本書ナリ、コノ書、一ニ東海道中日記、及ビ大地震ニ付駿府逗留中見聞録ト題セ

十月廿九日、晴、今曉神社より乗船、同伴は吉惣作、磯田長四郎、惣作従者猶藏、予四人なり、暮六ツ時參州寶飯郡不添浦に着船、米吉といふ家に一宿、夜に入雨ふる、

同三十日、晴天、西風、吉田へ着岸、角屋久右衛門方泊、本馬三疋先觸出す、

十一月朔日、晴、西東平に面會、兩掛一荷もち來る、暮六ツ時舞坂へ着、めうがや泊、

同二日、晴、天龍川前より大雨、桂川ねぢがねやに一泊、夜に入快晴、大風雨にてさむし、

同三日、晴天、寒風、暮六ツ時、岡部宿龜甲屋に泊、金谷宿松村仁兵衛に面會、

同四日、晴、我々の馬士、土大根をもとむ故、聊錢を興へければ、大に悦ぶ、同伴皆下戸なれば、安倍川の餅を望みけれども、歸國の時と約し、府中にいそぐ、辰半刻、駿府の町にかゝる、駄荷は十間許もあとになりぬ、川越町も過ぎ、新町壹丁目と梅屋町の間を通るに、左右の家々老若男女肌足にて走り出れば、火事歎喧嘩かと前後を見まはすに、左右の家は、芒の風になびくが如く、海山震動して、諸人道路に倒れ、鳴聲天へも通すべし、我々四人は、既に倒れんとしつゝ、

梅屋町の四ツ辻迄、命を限に走つきぬれば、乾の角の家、南北の庇、大道へおつる、巽の角の家も、崩るゝ音はたとふるに物なし、天地一圓に黒煙たちて、さらに生たる心地なし、四人一所にかたまり居て、一心に 大神宮を祈るのみ、あるは念佛を唱ふる老翁あれば、絶入るべき聲して題目をいふ老婆もあり、しばらくして震動もしづまりぬれば、馬荷心元なく、半町許ひきかへしみれば、惣作、東平の荷物は、新町壹丁目の石橋の邊に、荷鞍とも捨置て、馬はいづちへ行しやしれず、予が荷物をつけたる馬は、是も荷をうちかへし、裸馬をひきたて逃歸らんとする處へ行あひしゆるゑ、町中にては心許なく、是非近邊の人家近き處迄、つけ參るべしといへども、馬士のいへるは、荷物所か、わが命と馬が大切也、御自分達、荷物に氣をつけられよといひ捨て、荷鞍も捨おき、傳馬町の方さして飛ぶが如くに逃歸りぬ、磯田の荷物は、新町壹丁目と二丁目の間にて馬倒れければ、馬士も驚て猶豫する所へかけつけ、磯田いへるは、外の荷物は、近邊の畑中まで附て立逃たり、是非此荷物も、程よき所まで附て立のくべしと、漸に偽て荷物を附させ、近邊の野まで出るよしいひ捨て、馬と同時に梅屋町の横町さして走りゆく、荷着所を尋る間もなく、我々三人は、所々に散亂せし三駄の荷物を一所に

集め、今にもあたりの家潰れなば小楯にせんと、荷物の中へ三人かがみ居るうちにも、五六度も震動す、所詮江尻迄のこしたて六ヶ敷三駄の荷なれば、容易に運び所もなく、今夜は大道にて夜をあかす覺悟にて、馬士の安部川にて求めし土大根を捨行しを、幸喰物にせんと拾ひあつめ、只忙然と四方をながめ居る内、艮の方に黒煙たち登り、火事よ／＼と呼れども、半鐘打にもあらず、次第に火の手あがりければ、辛き命は助りぬれど、荷物を焼なばいかゞせんとおわてふためき、逃場を尋んとすれども、家倒れあひて道なく、又は過半潰かゝりし家などにて、通り得だかく、その内、新通壹丁目の龜屋惣吉といへる三味線師の裏、蕪畑ある所を見附、此所へ荷物をはこぶべしとおもへども、各力ぬけて持事あたはず、漸垣の竹一本をぬきて、二人釣りにて、壹個づゝはこぶに、龜屋は瓦葺の家なるに、過半倒れかゝりし横町を通ふ事なれば、今にも震動せばうたれ死せんと、さらに安き心なし、仕合に荷物も運び盡しぬれば、少しは心落着たれど、寺町といふ所なれば、南側は寺院建並び、北側は町家なれば、四方へ三間許づゝ空地有のみ、兎角火事覺束なく、其内には爰に燃立、かここに火事よと呼りぬれども、己々が事にかゝりて、誰集る者もなく、江川町砂張屋某といふぬり物

間屋より出火、大西風なれば、次第々々と北東の方へ燃ぬけると見ゆ、併此邊は風上なれば、あへて騒ぐ人もなければ、旅の空にては安き心少しもなし、荷物を運びし蕪畑は、跡にて聞ば、伊勢屋平次郎といへる家に、つくりし畑となむ、此近隣の人も、おひ／＼裏の畑へ諸道具を持出しけれども、今宵雨露を凌ぐべき心もつかざりしかば、四日市の地震の嘶などして、日の内に風圍ひの用意然るべしと、予心附ければ、實に尤なりと、各戸障子杯にて四方を覆ひぬ、我々も此儘にては、一夜を明しがたく、澁紙、馬桐油など出して、壹疊敷許の居所を構へたれども、未時過にも晝飯さへたべねば、如何して命をつなぐべきと案じ居けるに、田尻屋利八といへる家より見かねて、漸七りんにて少し飯を焚たれば、一飯振舞ふべしと、女房の申されたれば、闇夜に燈を得し心もちこて、會釋もなく三人連立、飯小屋に入て馳走になりぬ、されども磯田の落着所知れざれば、猶藏に、そのあたりの野邊へ尋ねに遣しけれども、土地不案内、殊に通路の出來兼る所もありて、知れじと歸り來る、予引かはりて彼所爰尋ね廻れども、田畑は諸道具の山をなして見分らねば、空しく歸りぬ、さりながら馬士と同道なれば、程よき處に立退しとおもへども、居所知ざるうちは覺束なく、三人手分して尋ねむに

も、三駄の荷物、其儘にも捨置がたく、兎や角談じ居ける所へ、先の馬士案内にて、漸に磯田尋ね來り、次第を尋るに、御城々東北鷹匠町邊の畠に荷物をおろしけれども、一人の事故、詮方なく案じ居けるに、同心高須徳藏といへる人見かけて、何國の人なるやと尋ねられければ、伊勢の者なるよし答ふれば、大御神の御荷物なれば、是非御宿申べきよし申されければ、悦びに堪へず、その家へ荷物を預け置、此所迄尋ね來りたりと語る、互に無事を悦びて、目出度春を迎し心地ぞする、夫より荷物を取よせ、四人ひとつ所に居んとおもへども、馬士のいふやう、此騒動の中に、半道も隔ぬれば、最早つけ來る事むづかし、我家もいかなりしや心もとなけれども、旦那旦那とは磯田をさしといふ馬士の詞なり、も獨の事故、氣の毒におもひ、是まで案内せし也といふに、尤なることなれば、磯田に猶藏をつけ、居所見届に遣し、その歸路に定宿なる伊勢本といへるを尋ねしに、最早類焼して、裏の方に案内(家カ)の居るよし聞あはせ、尋あたりて 次第を咄しければ、はからずも御難儀御察し申候へども、家内も御覽の通にて、命たすかりこのみなれば、今夜は何となりともして御凌あるべし、明朝にも至りなば、飯事(炊カ)の所も程よく取計はんとの事なれば、頼置歸りしと、猶藏語る、夫にては今夜の食物用意なければ、予所々を

見あるき、食物を求めんと、田畑、大道、あるひは御城前の廣き所へ、諸人道具をはこび、家々は一人も居る者なく、其内に七間町(軒)といへるにて、菓子商賣の家の、荷物を運ぶ所へ通りかふりければ、やう／＼と頼みて、串柿六くし、柿十八をかひ得たれば、したり顔にてかへりぬ、暮六ツ時前、予が荷をつけし馬士、先刻捨ゆきし鞍、土大根など取に來りていふやう、我家は問屋場の向ひ裏なるが、過刻灰になりたり、世に地獄極樂といへども、此外にはあらじ、價をもらひて土大根を買し時は極樂、夢の間に家を失ひしは地獄、しかし伊勢の荷物をつけしゆゑ、馬に少しも怪我なかりしは、實に難有しと悦びて歸りしは、殊勝にもまた哀なり、惡鬼のごとき馬士すらかくの如く、餘はおしてしるべし、兎角するうち、日も暮ぬれども、夜の物とはなく、漸く古戸板一枚、龜屋にて借りうけ、其上に坐して、三人頭を合せて、ため息をつくのみ、四日の月も入ぬれば、たよりとせし富士の嶺茂見えなくなりて、寒風肌を透し、星のみさえて、猶更心細し、糠屋清吉といへるより、火鉢ひとつ持來り、是にて寒さを凌ぐべしとて置て行ぬ、あつき心は、かた炭の火にもまさるなごいひて悦びぬ、今日は夕饌をもとくのへねば、串柿にて飢をしのぎをるうち、伊勢本より使來りて、この者のはなしに、今日

辰刻、松村仁兵衛殿被立寄、支度御誂なれば、用意致し居ける内、彼地震故、帳面も我方へ捨て、いづれへか立退れたりと語りぬ、是にて思ひ合はすれば、鞠子宿にて岡部の馬士、我々と同時に参りなば、問屋場にて地震にあふべく、江川町の失火は、壹町とも隔たらず、風上の事なれば、命は助かるとも、四人にて本馬四駄なれば、火急に持はこぶ手立もななく、勿論問屋場は即時に潰れしと聞ば、一時に灰になるべきに、幸にして鞠子にて遅刻せしは、實にありがたく、神慮とやいはむ、江川町の失火は、新かい町、上中下傳馬町、鑄物師町、院内町、上下横田町、残らず焼失、纔に東の棒鼻、南側十五軒、北側十六軒残りし許、東西十七八町、南北壹町餘、家數は百軒許も焼亡、四日夜四ツ時頃、火鎮る、今夜は御觸出しありて、一軒より男壹人づゝ、提燈持参して、夜通し火盜の用心にまはるべし、もし無提燈にて歩行するものあらば、其所にてとくと改め通すべしと、嚴敷仰渡されければ、四方に拍子木の音かまびすしく、其内には、下町邊に火事なりと呼ぶる、又はあやしき者の、此町へ逃込しなどいひ繼ぐ、其度毎にむねに針(う脱カ)たる心地せり、女小供は、畑中を假小屋にかたまり居て、震動せばいかゞせむ、出火せばとやせむ、かくやせんなど、口々にいひて泣わめく聲は、哀といふも餘りあ

り、丑の時頃になりたれば、一天かき曇り、雨ふり出さんとしければ、持出し道具をぬらさじと騒ぎたちけれども、家潰れ、或は傾て、容易に這入がたく、あむじ居ける内、寅の刻頃になりたれば、西風(たカ)おちて、又元の如く快晴すれば、人々安堵の思ひをなじけり、我々も荷物にもたれて一夜を明したるは、誠に一夜を千世の心地せり、夜明迄に、五十度も震動せり、

同五日、晴、暖氣、夜明ても更に食物の心當もなく、串柿も夜中喰盡しぬれば、今日はいかゞせん、互に顔を見合せをるに、田尻屋が粥を煮しとて呼に來り、又隣なる糠屋より雜炊出來しゆゑ、來るべしとあれば、又ゆきて馳走になりぬ、主人、此味噌は五日前につきたる味噌なりといへども、風味甘露のごとくおぼゆ、不斷美食を好しは、實に奢の沙汰なりとおもひ當りぬ、食物のなきほどかなしきはなし、巳の時頃より町々を見物するに、府中はすべて驛家造りなれば、とも押しに押れて、北へ傾くあれば、南へたふるあり、瓦庇はことごとく大道へ落て、角々の家は三四軒づゝ、いづれの町にても潰れぬ、柱は多く平ら物のほぞ穴より折て、二階だけ切下し如く見ゆるもあり、其餘も五軒目、七軒目には、五軒、又は拾軒、あるひは廿軒も皆潰れになりたるもあり、寺院は

震災豫防調査報告第四十六號

乙

いふ迄もなく、土藏は土瓦ともふるひおとし、柱のみたてり、無難に見ゆる家とても障子は弓のごとくなり、間毎々紙は破れて、一軒にても戸障子の自由なるはなし、吳服町通方御堀端へ出れば、御城の石垣、四方とも五十間、又は百間宛も崩れ落て、残る所は纔なり、大樹の松、榎など、根ぐるみに倒れて、御城(堀カ)へよこたはり、御門々々の屋根は崩れて、大手へ山をなす、此あたりの道は五六寸宛も、幾筋も地裂けて、青泥を吹出し、御堀の水は溢れ揚りて、大道沼の如く、水道邊の家倒れては水道をせきて、往還海の如し、御城を東北へまはりて、鷹匠町高須氏江尋ねゆきしに、此家も潰れて、片隅なる藪に小家をかけ居られければ、はからずも磯田の世話になりし禮を申ければ、至極まめやかなる志の人にて、伊勢の荷物を預りし故、心丈夫なりとて、懇にあしらはれぬ、此人に咄をきくに、御城内ことごとく潰れたりとぞ、御加番御屋敷は、御堀の外なる御立關潰れ、又は長屋傾き、或は引ちぎりし如く、半分残りしもありて、見るほど恐しく覺ゆ、未時過にもなれば、又寺町江かへる、伊勢本より下男來りて、玄米を焚し如き飯と、糠漬の大根を、飯櫃に入れて持來り、今朝より心配致しぬれど、食物の賣買たえてなく、漸只今近在方見舞に囉ひける故、取あへず持て來たり候といふ、是に

ては今夜の支度には足らざれば、また夕べ迄には、食事の用意して持來らんといふゆる、うれしく覺ぬ、尙ふとんの一枚もなくて、今夜をあかしがたくとかたりければ、夫も後迄には調ふべしとて歸りぬ、糠屋よりも大根のにしめ、伊勢舎よりも大根豆腐の煮物など到來しければ、皆々安心す、ほごなく蒲團三枚、翌朝迄の飯に、取蒲鉾三つ、澤庵漬をそへて持來りければ、前夜には引かへ、寒さも少しは凌ぎやすけれど、一疊にも足らぬ戸板の上に、三人居る事なれば、夢も結ばず、たゞ夜の明るを待わびぬ、今日も、一晝夜に、三十度も震動せり、二三里さきにて大筒を打ごとく、又立白を地へなぐるごとき音する也、音して直にゆり出すは烈しく、音して暫ありてゆり出すはかろし、雷鳴の稻妻のごとし、始て地震は地雷なることしりぬ、

同六日、晴、江尻の沙汰をきくに、一軒も残らず焼亡、驛中の巴橋落て通行とどまるよし、清水の湊もことごとく潰れ、失火または津浪にて死亡五百人許もあるよし、江尻定宿なる大竹屋も、家内七人暮しなるに、息子一人助りし許にて、六人とも焼死たりと云、其餘の死亡人は數じれず、中々人馬とも通行は出來ぬよし、巳時頃より御城前を西へぬけ、淺間の宮へ參拜せしに、そのあたりの人家、悉く潰れぬれど、本社

を始め神樂殿、繪馬堂、矢大臣門に至る迄、傾たる所もなく、石の鳥居までも無難なれども、冠木石少々口あきたれば、人止の繩を引わたしあり、只社内に數百基建つらねたる石の夜燈、皆微塵になりたるを見る、

神慮心根に徹しありがたし、夫より安倍川邊を見んとて、宮崎町より魚町邊江かゝれば、四隅の家倒れあひて、四方へ道なく、家根の上を通り、水をわたり、漸に安倍川に至りて見れば、川水は泥の如く、一昨日越し時よりは水嵩倍せり、川原は五尺許づゝも地幾筋もさけ、小石崩れ込たれば、水のかれし川の如く、三尺許も低くなりたり、四日に立よらんとせし餅屋も、悉く潰れ居ければ、誠に危き命をたすかりぬ、すべて上方筋の驛々もおなじく地震に而失火せしにや、旅人體のものは壹人も來らず、府中への入口の松並木なども、七八寸づゝより一尺位迄地裂、深さ三四尺もあり、其邊を歩行するに、今にもゆるぐやうにおもひ、足早にたちさりぬ、非人杯は飢につかれ、土手に倒れうめく聲哀れに聞ゆ、犬も食物なく、狼のごとく疲せて見るかげもなし、歸路川越町を通りしに、家々に飼おける小鳥を、籠より放つを見て、好めるものも情なりと感心しぬ、今日に至りては、所の者も食物なく、倒れし家をとりかたづけむともせず、貯ある家々には、大

道にて米を搗き、騒動大かたならず、今夕御觸出し有て、明朝より御救の粥被下候由、土地の人さへ、時々食事もせぬに、旅の身の飢にもあはざるは、近隣の人々の情けと、伊勢本のみめなる志によれり、實にありがたくかたじけなし、龜屋よりも大根漬をおくらる、此龜屋といへるは、わが居る所の巽の裏に、感應寺といへる日蓮宗の寺内へ立退けれども、夜に入ば、死人を墓所へ葬るあたり近ければ、又我々が居ける蕪畑の北の隣へ、障子などにて居所をこしらへ引越しぬ、死骸をとりおさむるにも、葬式もなく、身よりの者の壹兩人もつき添ひて、墓所へ埋るのみ、其所へ立合導師の僧も、佛具なければ、念佛あるひは題目をとふるのみ、牛馬の死せしに茂劣りて、みるにこのびざる事なり、町中怪我せし人を尋るに、傳馬町許にても、五十六人即死せしよし、府中にては二百人にも餘りぬべし、其餘怪我せし人は、幾人ともなく予まのあたりみたり、別して哀にきこゆは、清水尻といふ所に、長島某といへる同心にて、手習師匠あり、居室稽古所潰れて、門弟三十人餘も即死、六十人許も悉く怪我せしとぞ、傳馬町にても十六歳なる女子、懐胎にて横物にうたれ、頭を二つに割たり、或は二三歳なる小兒を負し婦人、其儘に焼死、親子とも頭は焼失し骸許残り居ける杯、聞たびに

哀を催しぬ、去る四日、予地震後、兩替町を通りかゝりしに、三十四五歳になる婦人、足袋許にてかけ來り、予が袂をひかへて、わらはが悴九歳になりしが、手習に遣しおきしに、棟木にうたれ、大疵をかうむりけれども、此騒動にては、醫者も薬もなし、あはれ貯の薬あらばたまはるべしと、涙ながらに頼みけれども、更に用意の薬なければ、氣のどくなから断れば、又泣叫びて北の方さして走りゆきぬ、さだめて長島氏江手習に遣し置たるなるべし、いかゞなりしやおぼつかなし、是れ迄旅行の節に、薬の用意せざりしが、此度後悔しぬ、磯田は高須氏に居て、用意の蠟燭つけぎ杯出して、調法せしとぞ、伊勢本々晝支度として、たゞみ翹、大根漬、夕飯方七日朝迄とて、取蒲鉾、菜の煮び、らつきよ杯おくる、食物たりぬれば、心丈夫に覺ゆ、予通りへ出でみるに、旅八體の男三人連にて、やけ錢を壹文許、手拭に包み持行故、呼とめ仔細を聞に、越中富山の藥賣にて、品川屋といふ家に泊り、近在へ商ひに出し跡にて、焼亡にあひ、荷物みな焼失ひ、誠に着の身着の儘にて、歸國せんにも、綿入の一ツ宛(も脱カ)もとめねば、寒さ凌ぎがたけれども、買ふべき所もなき故、方々尋ありくといふ、錢七貫文許、宿へ預け置しに、漸此位、焼跡にてひろひ出したりといふをきくに、我々は仕合なりと、少しは

心をとりなほしぬ、けふも一晝夜にては、三十度も震ひぬ、同七日晴、暖氣、丸子宿問屋、當所七間町高札場へ出張、人馬繼立るよし承るにより、直様參り様子を尋るに、いまだ御用の荷物人足持なども、上下とも來らず、下りの方も箱根邊迄は通路むづかきよし、當所を繼立ても、江尻橋落たれば、通行出來がたし、今暫見合すべきよし申せば、詮方なく立歸り、當所焼跡を見にゆく、漸今日は本道も通行出來るやうになりて、東の出はづれ迄ゆくに、焼失せし町々は、灰と瓦のみとなり、土藏もふるひ落したる跡にて火事なれば、悉く焼たり、たまさかに藪陰などに残れる土藏、五六ヶ所も見ゆれど、前にいへる如く柱許也、寶泰寺門前杯は、すこし残り居ける家もあれど、悉く倒れて、焼亡せしよりも哀なり、夫より住吉の社内を通りぬけ、少將井社の前に來れば、社地へ竈をつくり、此所にて御救の粥をたまふよしにて、駿府中の男女、貴賤の分ちなく、手にく飯櫃、或は水桶、又は豆腐箱杯さげて集り來る者、幾千人ともしらず、社内は人の山をなして、子供などは踏倒さるゝもあり、中には乳のみ子を脊におひ、下駄かたく草履かたくなどにて、粥をいただきゆく婦人を見うけぬ、けふになりても、はき物さへとのはぬにや、哀なる事也、伊勢本の下男、晝飯の用意とて、いなだの切

身、大根漬、夕飯より明朝迄の料とて、大根の煮しめそへて持來る、龜屋よりも澤庵漬を贈らる、予夕飯は伊勢屋にてふるまはれたり、暮六ツ頃より西風ふきさむし、是まで雨露をしのぎし所は、風圍ひもなく狭ければ、いせ屋の家内、氣の毒がり、最早地震も格別の事もあらじ、裏のはなれ座敷に止宿すべしと、ねんごろにいひくれければ、予壹人止宿す、此家の老人は、今年八十歳、健かなる人にて、屋號を伊勢屋といへば、伊勢にはゆかりありて、御宿を申も、

大神宮を御宿を申意にて、心丈夫なりとて、同じく此所に臥、夜の物綿あつく、八疊敷の座敷なれば、漂流せし船の陸地にあがりしも、かゝる心地ならむというれし、吉と猶藏は荷物をまもりて、もとの所にて夜を明す、夜四ツ時頃、江戸の方より盜賊らしき者五十人許も入込しゆゑ、出し置たる家財早く手近へはこぶせといひて、又俄にさわぎたつ、同八日、曇、雨ふるべき氣色なれば、諸人道具をぬらさじと用意せしに、午時頃より又晴わたりて暖氣になりぬ、今日も丸子出張所へ行て尋るに、只今、遠州中泉御役所より、御城内へ火急の御用物、見附驛を通し人足にて持來り候、此人の嘶に、掛川方岡部迄も都而大荒のよし、繼立は決してなきとの事なり、侍壹人、供二人に兩掛を一荷づゝかつがせ通

行故、關東のやうすを尋しに、地震の時、江戸を出立いたせしに、箱根迄はさしたる事もなし、箱根畑宿より段々あれ強く、驛々繼立茂なく候故、兩掛を供にもたせ、夜通しに爰まで參り候、支度なども、時々にはごゝのひかね候得者、猶行先も心元なく候と被申て別れぬ、伊勢本方晝、夕飯の料の飯、奥津鯛鹽焼、蕪漬を贈る、此邊の咄しに、紺屋町に婦人子をおひて、白の木綿糸を持ながら焼死居たり、さだめて近在より紺屋に染に來しならむ、住所しれねば、いまだ菰に卷て有よし、いたはしき事也、未時頃、長屋庄右衛門を尋ゆきて面會す、是も伊勢殿棟木折れて、南の方へ傾きたれども、早速に起すべき日雇もなく、出入の者もおのゝ居宅潰れたれば、詮方なく、いまだ其儘に捨有との事也、其後は向なる大谷屋といへる家の裏に、小屋掛して住居するよし咄也、互に無難を祝して、此所をたち出、夫より高須氏へ磯田を尋ゆきしに、我々がかたへゆきしとて留守なれば逢はず、一禮を述て歸しに、磯田は予が小屋にて、予が歸るを待居ければ面會す、磯田が云く、高須氏もあまり長逗留になり、家内も大勢なれば、いかにも氣のごくなり、荷物許を慥に預け置、今夜方此方へ來るべしと談じて、高須氏へ歸る、程なく小附許携へて、暮六ツ時に來り同居、予伊勢や平次郎

假小屋へ噺しに行しに、織屋七藏といへる人居あひ、此人の咄しに、我方は織屋にて織物商賣なれば、二十七人暮しなるが、幸一人も怪我せしものなく、居室もさして破損したる處もみわず、全く

大神宮の加護なるべし、某は織屋相續に參りし者にて、吉原の産なり、實家は年々伊勢の御菰宿なるが、夫故ならむとて殊更にもてななければ、古郷の人に逢ぬることちして、少しはうさもうち忘れぬ、かく不思議に逢ぬる上は、此後參宮せん時は、必ず尋ねんといひて、夜五ツ時に別れぬ、間もなく火事よくと呼り、早拍子木を打て騒がしければ、出て見るに、火も見えねど唯人聲のみして、程なく靜ると思へば、感應寺の方にて盜賊來りしと呼ぶるにぞ、手にく提燈棒など持て尋ねれども、寺の藪へ逃込しなごいひて、行方しれずなりぬ、今夜は磯田と予二人は、伊勢屋の裏座敷へ泊る、五十歳許の女、先へ臥し居たり、尋るに三里許山家の者にて、此家の下女の母なるよし、地震沙汰にて娘の身の上心元なく、飛が如く尋ね來りしが、無難なれば、今夜こそ心能臥ぬれ、けふ迄は夜る晝るのわかちなく、喰ふものさへも通らざりしこの物語に、有がたく覺へ、親のなき身をなげくのみ、山家邊はさしたる事もなければ、山より大石轉び落

て、人家を微塵にせしなごも、所々にあるよし承る、けふは震動もせざる様に覺へしが、夜四ツ時、九ツ時迄、八度許も震ふ、其跡は心よく臥したればしらす、

同九日、曇、朝五ツ時を雨降出しければ、裏住居の人々も、俄に疊諸道具杯家へ運ぶ、併し潰れし家にては、矢張畑住居、見るにしのびざる事也、我々は幸に荷物を残らず伊勢屋の裏座敷の椽側をかりて入れ、四人とも同じく座敷に這入れば雨の憂ひなし、今朝は四人とも同家にて粥馳走になる、伊勢本より金山寺味噌、大根漬添て飯來る、此使の咄しに、馬糞立はいまだなければ、雇人足にて奥津迄かつがせなば、同所は泊りに差支る事もなきよし、併壹駄四人がふりにて、壹人前五百文宛位はかゝるべし、壹駄に而は貳貫文なれば、其先之事など案じ、暫見合べき由答へぬ、晝飯の時も、此家より味噌汁馳走になる、五日目ふりにて疊の上の食事なれば、一方ならず心能過しぬ、雨は漸止みぬれども、空曇りて快晴の様子も見えず、午時半頃震動、四日か此かたの地震也、中飯後より、磯田、高須氏江禮に行、酒壹升、此家にて無心致し持參、高須氏親子とも酒徒なれども、酒の賣買なければ、手土産にしかるべしとて持て行しに、大悅の由、七ツ時磯田歸る頃は快晴する、程なく高須氏の息半藏入來、過刻の

禮に來られぬ、長尾莊右衛門入來、一酌汲かはし、長尾噺に夜前大工町の者、火消番を受け居しに、火事なりと呼るにぞ、狼狽無提燈にてかけ出しに盜賊と間違、町々にて大勢に取まかれ、打叩かれ杯して難儀に及びしとぞ、地震後は夜番嚴敷、無提燈の者は改め通すべきとの御觸あればなり、伊勢本より、今夕を翌朝迄の用意とて、このころ摺身、大根漬、大根煮しめ添て來る、夜四ツ時、八ツ時、二度震動はげし、其餘は臥ぬればしらす、

同十日、晴、寒風、今日に至りては井の水澄みて、茶に茂不斷の如くあひぬ、所々の軒下などへ菓子店出る、是は何なりとも差支なき様商賣いたすべき御觸あればなり、予又安部川邊迄見物に行に、潰れし家など取片付、傾し家などを起すとて、町々往來止めの所もあり、掛川侯の足輕にあひて尋ねしに、地震の時は伊豆下田に居しが、巳時頃地震にて、程なく静りぬれば安心しぬ、家の潰るゝ事もなかりしが、巳の半時頃、俄に大津浪に而、下田千貳百軒許の所、漸八軒残りたる許、大船なども廿町餘も陸へあがり、行方知れずなりし船も澤山有よし、死亡三百人許、異國船掛りにて御出張の御役人も、廿人程行衛しれず、異船も壹艘かゝり居しが、破損して乗事あたはず、大筒なども陸へ上、造作にかゝりしと

ぞ、是のみは心よく聞ぬ、掛川よりの飛脚にも、途中にて行逢しが、城内杯も悉く潰れしとの咄也、安倍川に行て川上を見るに、山々は皆三四寸宛、長さ二三尺許も白く見ゆる所あり、地震に而裂しと川越の者咄しなり、富士の山の雲間より見へて常にかはらねば、

時のみか、地震もさらに、白雲の、

かゝれる富士の、山はうごかじ、

九子より來る商人にあひてきくに、九子邊は今日に至り井水二尺餘りもふれて、平日濁水なるも清水になりたりとぞ、不思議の事也、出羽のぬけ參りの下るにあひて上方の様子を聞に、其時は三州豊川に居しが、家の潰るゝ程の事はなかりしと聞けば、國元などは差たる事もなかるべしと悦ぬ、未時頃長尾入來、咄しに三町目に湯屋ありしが、たちまち潰れたれば、失火心元なく、近隣の者かけつけ、火を消さんとするに、仕合に湯船割たれば、火は跡なく消たりとぞ、その時湯に入り合せしものは、着類も其儘捨置、赤裸にて男女とも逃歸りしとぞ、伊勢本を晝夕飯の用意とて、大根漬添來る、夜に入大風寒し、今夜二度震動、其後はしらす、同十一日、曇、大西風寒、辰刻三度許も震動、伊勢本も類焼の事なれば、あまりの長逗留に日々食事運びもらひしも氣の

震災豫防調査報告第四十六號

乙

毒におもひければ、この家へ談じければ、今朝よりの食事は出来合の物にても、逗留中の世話致しくれむとの事なれば、伊勢本へは斷申遣し、一方安心、新通壹丁目に西野屋清助といへる呉服商賣の家あり、此清助といへるは養子なりしが、先日方養父大病にて九死一生故、萬一の用意、米三俵搗せ置けるが、はからず彼の地震に漸く病人をつり出し、直に家は潰れたり、仕合に病人もさして障りになりたる様子も見えねば、貯の米を四五升づゝ、難儀なる者に施しければ、其仁心を感じて、自分の家にはかまはず、取片付の手傳に來れば、日雇壹人もなしに、五日晝時迄に残らず取片付ぬ、是は兩徳の法にて、駿府中の事なれば、日雇金錢にては調ひがたく、今十一日になりても、其儘に捨ある家過半なり、西野やのはからひ、誠に感心しぬ、夜に入震動、

十二日晴、暖氣、伊勢本を使來る、最早一兩日の内には、馬繼立も有べく、若繼立になりたれば、一番に馬入べきと申置て歸りぬ、午時頃、兩替町なる濱村屋といへる質屋商賣の家の土藏、震動せざるに崩れぬ、取片けせし日雇など、危き命を助りしとぞ、されば容易に歩行もなりがたしと、伊勢屋の裏座敷に日を送りぬ、けふは此家に居風呂を焚しゆゑ、十日目にて入湯、人心地になる、晝の内五六度も震動、夜に入九ツ

時迄四度震ふ、暮六ツ時を風落て寒く、連夜の火の番にて、人々聲もかれ、拍子木金棒の音のみ聞えて、夜もおひ／＼に靜になりぬ、去る二日夜當所二町まち茶屋に相對死あり、仔細を尋るに、男は遠州横須賀の産、素麴商賣にて、母一人ありとぞ、女は當地通町鍛冶屋の娘にて、袋井驛に年季奉公せしよし、同所にていひ合せ婦人の舊里を心あてに脱落、傳馬町に宿を取、夫より二丁町なる鈴木屋といへる茶屋へ酒飲に行しが、追人來りて引わけ連歸らむとせしゆゑ、女を差殺し、自分も死なんとせしなれども、血迷ひしにや、咽を突し許にて半死半生なり、早速三日朝遠州へ早飛脚にて送りければ、横須賀侯よりも、御役人上下拾人出張なりしが、はからずもかの地震に而止宿所もなければ、我居し伊勢屋の表二階に逗留、この男などは地震の節うたれ死なば助るべきに、日々疵口平癒して、死んともせざりしかば、きく人、獨りの母を捨て天罰ならむ、さるにても儘ならぬは世の中なり、なごいひあひぬ、漸去十一日、男も死しければ事濟になり、今十四日、横須賀の御役人も歸國になりぬ、鈴木屋といへる茶屋は、はじめの客にて酒價もとらず、迷惑なることとぞ(十三日)ぞき／＼ぬ、晝夜にて三度震動、此頃にては、人々は少しも馴れて恐る／＼けしきもなく、自然の覺悟にあることなり、

同十四日、晴、寒風、馬提燈も荷をかへしたる時破れたれば、蛇腹求め、印を書て油ひきに遣しければ、馬提燈出來せり、下りの方より、賣女らしき者大勢つれ立て通りければ尋ねしに、江尻の飯盛のよし、普請出來まで暇出ければ、各舊里へ引取るこの事なり、是にても江尻の難澁思ひやられけり、膳椀を商ふ名古屋の商人、荷物は清水湊江預け置、府中を商ひするよし、傳馬町の旅宿も類焼して、金子も三十兩焼たり、清水に預け置し荷物は、悉く津波のために失ひぬれば、歸國せんにも路金なければ、此家へ賣りし膳代を受取、路金(歸)にして路國するとの咄、予直に商人に逢て聞ぬ、又傳馬町の籠甲屋、掛川へ出商ひに行しに、地震にて旅宿も倒れ、間もなく出火にて、荷物も焼たれば、詮方なく府中に歸りて見れば、我家も同時に焼たり、留守の事なれば、何れも丸焼なりとぞ、氣の毒なる嘶也、昨十三日より町々有徳なる町人申合せ、駿府中後藤屋敷に於て米施行あり、壹人前玄米壹合壹匁づゝに當る、今日は車にて搗かせしとて、白米に而同様施行あり、五百駄も出候由風聞なり、一晝夜にては、五六度も震動、

同十五日、朝寒氣、後暖、今日に至りては、魚類も遠州邊方來り、居酒屋、蕎麥屋杯も商ひ始めれば、間の宿位は事も足る様

に成たれども、醬油の賣買なく、何れも不自由する由、醬油土藏杯は悉くつぶれたればなり、けふは袴着紐解の祝ひにて、三五日前を親類近所など振舞ふ國風のよしなれども、此騒動にて絶えてなし、町々の施行も三日の由なれば、今日限とぞ、暮六ツ時頃、伊勢本を使來り、明朝を漸馬繼立になるよし申來りければ、魚の水を得し心地して、夜の明るを待のみ、けふは、一晝夜にて、六度許も震動、

同十六日、曇、未時分大雨、早朝を近隣の世話になりたる所へ禮暇乞に出行、已上刻漸馬來りければ附させ出足、吳服町六丁目に假問屋出來たり、是迄逗留になりたる登り下りの馬荷物、山の如くなりて、殊の外混雜なり、江尻迄の村々は、三分過も潰れ居たり、江尻驛は出火もあり、府中に倍せり、巴橋、船渡にて彼是手間取る内雨降出し、漸々川を越、問屋場へ至るに、假小屋も出來ねば繼立もなく、買上にして附出しぬ、横須賀村より清見寺門前邊はさしたる事なし、奥津入口に來れば宿引の大勢群り居けり、思ふに府中、江尻邊は、泊るべき宿一軒もなきに、三四里來たれば宿引のつきたるは、誠に心丈夫になりたりなどいひて、清水屋に泊る、夜に入たれば、倍大風雨、此家の下女の咄に、地震の時は津浪を恐れて、各裏の山へ逃たり、其時老人夫婦娘をつれて山へ逃

しに、俄に山崩れ、三人ともうたれ死しけり、婆々と娘は死骸掘出したれども、親父は如何なりしや知れじこの事也、西東平此家へ手紙を殘し置たれば披見するに、四日は江尻驛大竹屋の前にて、既に命を失ふべき所、やう／＼に助り、當家の裏の藪にて、七日迄夜を明し、八日朝無事此處出足の事なれば、安心しぬ、今夜は震動せしや、邂逅に歩行せし故、草臥てふしたればしらす、

同十七日、晴、奥津宿も東の出はづれば、多分潰たり、薩埵坂、倉澤邊は無難なれども、浪の音常にかはりて山へ響き、今にも津浪來るべきやうに思へば恐しく、足早に過ぬ、由井の宿は、さしたる事なれども、是も東の驛はづれば倒れ家多し、蒲原宿は問屋場より南へ壹町半許も焼亡、前後の家は悉く潰れて、目もあてられぬ事なり、奥津宿の馬士の咄しに、清水の湊にて出家と犬と一所に潰され、僧は九死一生になりたり、犬はさして痛める所もなれども、空腹に絶えず、出家の足を其儘喰ふをまのあたり見て、恐數思ひ、逃かへりしとぞ、蒲原驛を出はづれ、近年新道開けし富士見茶屋の邊は、地五六寸宛も裂たる處あり、中之郷邊に至れば、六尺餘も地裂け低くなり、往還堀の如くに成りて恐し、岩淵の立場は悉く潰れ、身延追分の所などは、三丈餘もある石積

も不殘崩れ、家も共に下へこけ落などして、見るもいたはしき事也、甲州も山崩れて、富士川の水を堰、二三日は富士川歩行涉り出來しとぞ、今は元の如く成たれど、川幅は不斷々廣く成たり、元市場邊も將基倒しのごとくなりたり、此處へ來たれば、西東平、荷物心元なごとて、森井保助小方壹人、(若カ)藤澤より迎に來り候、程能行合、互に是迄の咄しなごして吉原驛に至りて見れば、悉く此所も潰れ、繼立なければ馬買上んといへども、人馬ともなければ、驛東の大坂屋といへる肴やに泊る、旅籠屋も二三軒は商賣する家もあれども、何れも家傾きて何分心元なければ、見合て此家に泊る、奥津より此驛迄の橋々は、悉く落て假橋なれば、馬荷物をおろし杯して、所々に難儀せしなり、吉原驛の先、新橋、川合橋とも落たれば、原驛江は繼立なきよし、買上なれば、富士の裾野を廻り、柏原邊へ出るよし、多分駄賃もかぶりければ、明朝出立すこし見合べきよし、問屋場へ申遣置、夜に入大風寒、同十八日、晴、大風、寒、幸今日は川合橋假橋出來、新橋は少しの廻り道にて繼立出來候由、大悅、巳之刻馬來りければ出足、川合橋々東の方はさしたる事もなく、柏原立場杯は不斷の如く、原驛も潰れ家は四五軒あるのみ、只石の鳥居、石の燈籠杯悉く倒れたり、沼津の驛へ來り見れば、多分れ、旅

籠屋町茂稀には建たる家もあれども、二三尺宛も傾き、泊るべき家は壹軒もなし、問屋場江至りて見れば、馬壹疋もなければ、虎屋江戻り見るに、表の方潰れたれども、幸に輿座敷潰れ残り居たれば泊らんといふに、あるじの、此通りになり居たれば、何分火災心元なく、御荷物は何も届かず、若出火の節は、此向ふの横町より二町程は田畑ゆゑ、其所へ出火の節は、御荷物銘々に御運び下される積りに御承知なれば、今夜の御世話可申との事なれども、外に泊るべき家なければ、詮方なく座敷へ通れば、障子襖は弓の如くなり、鴨居杯も口明きたる所ありて、風吹ごとによれる音は、地震にもまがひて少しも安き心なし、程なく馬壹疋参りければ、西荷物を附させ、清介、

沼津宿は地震後、假小屋を建しに、十三日夜五ツ時、大手先方出火して、東の方へ貳町餘焼亡、假小屋も悉く焼たり、いたはしき事也、

三島泊りと出足、又其跡へ馬壹疋参りたれば、吉荷物附させ、猶藏同様出足、原驛の馬士の咄に、八日、九日頃より十三日頃迄は、武家方荷物を由井驛へ原驛迄、通し人足にて、本馬壹疋金一兩一分を金壹兩位迄、買上げ來られしとぞ、夫を思へば府中に逗留せしもよかりしと悦びぬ、今日に至り

てもわらんじ、馬の踏などは、賣買まれにして、直段日比に倍せり、間の驛などは、並木の松へ小家掛してならび居、菓子杯賣れば、開帳場のごとくに見ゆ、馬士も追分節を唄はず、往かふ旅人さへ、一ト口淨瑠璃もかたらねば、東海道の心地は更になし、只四日は何れにて地震に逢ひ、その時はとやせし、かくやせしなどの嘶のみして過行は、同じ人情也、沼津の御城も悉く潰れ、漸く北端の隅櫓のみ残り、虎屋の女房の咄しに、この所より貳町南の濱は、六七尺許なる松原なりしに、其松は拾町餘も沖に、梢のみ見へ、もと松原なりし浪打際は、三丈餘も堀て眞水湧出るよし、此頃魚漁に出んとすれども、船のおろし様なく、難儀に及ぶとぞ、今日原驛にて甲府方來りし上方の商人の咄しに、甲州邊も餘程の地震なりしが、駿河國程の事はなし、しかし甲府柳町八日市塲杯いへる所は、當春出火して、漸普請出來あがりし所なるに、悉くまた潰れたりとぞ、この間府中にて逗留の内の咄に、遠州城之浦腰浦といへる所の者、押送り船へ五人乗りにて下田へ鯨買に行しが、不計大津浪にて、見る内に船は山へ押上られければ、一生懸命にて船より飛下り、木の枝へしがみつき、後を見れば、船はいづれ江行しや知れず、漸々五人とも命助り、直ぐに歸り來りしとぞ、この船人にあひて聞し人

の咄じなり、一兩日は地震もゆるらざる様に覺ゆ、同十九日、晴天、夜の内を支度してまでも馬來らず、その内に長崎奉行原泊りにて、長持人足の唄杯聞ゆれば、心いさましく、夜前虎屋にて米田專吾に出逢しに、是も四日當所着間もなく、大地震にて漸命を助りしとぞ、船荷物預け置し問屋の土藏も潰れたれば、早速に荷物も出しがたく、徒に逗留せしが、残り物にて漸今日始て船廻に出しこの事也、先々へ参りし國のものも、由井が當所迄荷物を船積にせしに、風あらく蒲原へ吹つけられ、また由井へ戻り、夫より三島迄の所、繼立心元なしとて、佐野善平、松村仁兵衛、柏田直次郎三人にて、先へ掛合に來り、元市場へ泊りし夜に、又大地震にて三人逃出さんとして、襖などへし折、大騒動せしよし、夫より三島迄の驛々掛合て、又由井へ戻り、買上げにて、漸三四日以前、無事に小田原へ下りしとぞ、或は三島間屋場前にて地震に逢ひ、二日も野宿致し、難儀せしなごいろ、米田の咄し也、併國元の者は、いづれも荷物迄も無難なれば安心しぬ、備前侯の御飛脚の咄に、薩州侯月並の荷物拾五駄、濱松泊にて、舞坂を乗船、半途にして大津波、船は行衛しれずになりたりとぞ、この荷物は、我々三日午時金谷驛にて見受しに、宰領二人、荷物拾五駄也、夫故われ、荷物繼立も遅

刻になりしが、仕合に成りたり、其餘掛川江尻問屋場の前にて、武家方の荷物も焼しとぞ、江戸飛脚島屋より出し糸荷物も、驛々にて焼しは三萬兩許のものと、飛脚宰領の者咄しなり、沼津在に小林村といへる所は、家十軒許ゆり込、漸家の棟すこし見ゆる迄也、中には有福の百姓、米土藏をも埋みければ、人歩を掛て漸米六俵を掘出すのみにて、其餘は如何せしや知れじとぞ、明六ツ時馬來りければ、沼津出足、驛を出はづれて見るに、並木の往還、堅に七八寸宛も地裂け、幾筋も割れたり、きせ川邊に至れば、家は悉く潰れ、きせ川橋のみ無難也、此あたりの往還は、地横に幾筋も裂たり、千貫通も少し破損、人家は皆潰れたり、三島入口火除堤の中程、三尺餘も堤とも横に地裂、清水湧出、川の如し、定宿なる大和屋は、裏座敷少し残り居たれば立寄しに、井村半四郎、永本新平親子に出會ひ、是は昨朝を馬支にて逗留のよし、今日は幸ひ馬ありて繼立になりしとて、先へ出立、磯田予が荷物は、沼津泊故馬なく、大和屋に休足、此家へ來りし近所の婦人の咄に、伊豆温泉場修善寺なども山崩れ、温泉口を堰とめたれば、何れへ吹出し候やはかりがたく、各かけはなれたる山へ逃げ、今に山住居との事なり、午時過に漸く馬來りければ、附出しぬ、問屋場の近邊は別而裂しく、三島明神、本社

をはじめ、拜殿、繪馬堂悉く潰れ、山門傾き、五重の塔のみ無難也、石垣、鳥居なども微塵に成たり、明神前々東の方へ壹町餘焼失、驛も悉く倒れたり、新町橋も少し落ち、夫より橋向ひはさしたる事なく、箱根山へかゝれば、山崩れ、松の樹倒れ、馬荷物漸く通り候位なり、塚原村一の山、三谷篠原邊は無難なり、境木邊に至れば雪五寸許も積り居たり、十六日に降たりとぞ、箱根の驛は前後共無難にて、中程笹屋のあたりは軒別に倒れたり、三島宿大和屋の向に木村屋といへる宿屋あり、不思議に一軒無難にて、少しも傾きたる様にも見えず、併礎が壹尺許も東の方へ總體土臺とも寄りたり、是等は誠に奇なりといふべし、峠迄來る道にて、飛脚三人にあひ咄を聞に、袋井、掛川兩驛にて狀個六十駄焼失ひ、渡し方なければ、江戸へ戻るとの事なり、又信州小諸の者、參宮して江戸へ下るといふ故、國許の事など尋ねしに、妙見町藤屋に七日、八日兩日逗留せしとぞ、妙見町は無難なれども、岡本町々上の方は八分通り潰れたり、しかし出火、怪我等はなきよし承れば、各また力を落とし、歩行も出來兼る様に思へども、互に心を取直して、峠笹屋裏の隱居無難なれば泊る、井村、永本は荷物を當家へ預け置、小田原泊と下りしとぞ、同廿日晴、朝風、夕風、長崎御奉行、昨日小田原へ御下りに

て、馬なく見合居しに、午の時過漸々馬來り出足、御關所も少々破損、假小屋に御役人御詰合、新屋、畑は不斷のごとく、昨春小田原地震の節は、二子山より石轉び落、往還通行出來兼ねれども、此度は夫程の事もなく、所々山崩れる所もあれども、さしたる事もなし、暮六ツ時小田原着、虎屋泊、當驛へ來り、はじめて東海道の心もちになりたり、同廿一日、明七ツ半時、小田原出立、藤澤苦屋へ着たれば、西東平待合居、面會、互に安堵、同家泊、同廿二日、晴、寒氣、七ツ半時川崎朝田屋着、泊、同廿三日、晴、後曇、午時無事江戸着、

大日本地震史料 卷之十九 終